

## 晩年期のマルクスの移行過程論

——続・資本主義から協同社会主義への移行過程（下）——

小松善雄

### 1 第1 インターナショナルと土地所有問題

インターナショナルがイギリス、フランス、ドイツ、スイスなどの中欧にくわえてスペイン、イタリアなどの南欧、スウェーデン、デンマークなどの北欧とヨーロッパ規模へと拡大するにつれて、農業・農民問題、一般的に土地所有問題、とりわけ土地の国有化をいかに位置づけるかに関して一連の議論が繰り返され、マルクスもこの問題にかかわって積極的な提言をおこなっている。そこには国有化ということはいかに捉えるべきか、示唆的な考究もみられるので、ここでその動向・経過を少しみておこう。

まず、1868年のブリュッセル大会であるが、大会はブルードン派のトランに率いられた農民の小土地所有の擁護者に対し、9月13日の「土地所有の問題についての決議」において土地の国有化を、以下のように曲折した表現をもって採択した。

「(一) 鉱山、炭鉱、鉄道について

——これらの労働用具を利用するには、ぜひとも機械と集団の力とを用いる必要があること、  
——機械と集団の力は、今日でももっぱら資本家の利益に奉仕しているが、将来はもっぱら勤労者の利益に役立たなければならないこと、そのためにはこの二つの経済力なしにはやっつけられない産業はすべて、賃金制度から解放された集団によって運営されなければならないこと。

(1) 採石場、炭鉱その他の鉱山、および鉄道は、正常な社会にあつては、国家——ただし、それ自体、正義の法則にしたがう革新された国家——に代表される全社会 (collectivite sociale) に帰属すべきである。

(2) 社会は、採石場、炭鉱、鉄道を、今日のように資本家に委ねるのでなく、労働者協同組合 (compagnies ouvrières) に委ねるべきであり、しかも二重の契約を通じてそうすべきである。その一つの契約は、労働者協同組合に占有権 (l'investiture) を与えるとともに、社会に対して利権の科学的・合理的な利用、できるだけ原価に近い価格でのサービスの給付、会社経理の監査権を保障し、したがって独占の復活を不可能とするものであり、もう一つは、労働者協同組合の各成員にその同僚に対する相互的権利を保障するものであ

る。

## (二) 農地所有 (propriete agricole) について

生産の要求を満たし農学知識を応用するには、大規模な集団的耕作を実施し、機械と集団力の組織とを農業に取り入れる必要があること、さらに経済的發展そのものが大規模耕作に向かって進んでいること、

したがって、農業労働および土地所有は、鉱山労働および地下資源の所有と同列に取り扱わなければならないこと、

そのうえ、土地の生産力はあらゆる生産物の第一次原料、あらゆる富の原初の源泉であるとともに、それ自体は何人の労働生産物でもないこと、

この不可欠の第一次原料を何人かに譲渡するならば、全社会は、その譲渡を受けた人間に完全に従属するにいたること、

以上の理由によって大会は、次のように考える。経済的發展 (evolution) は、耕地の集団的所有 (propriete collective) への編入を社会的必要事とするであろう。土地は、鉱山が鉱夫協同組合に、鉱道が [鉄道] 労働者協同組合に委ねられるのと同様に、農業協同組合 (compagnies agricoles) に委ねられる。ただし、鉱山や鉄道について必要とされるものと同様の保障が、社会と耕作者とに与えられることを条件とする。

## (三) 運河、道路、電信路について

これらの交通・通信路は、全社会の手で運営し維持することが必要であり、一部の経済学者が要求しているように、私人の手に委ねられるならば、独占化の危険を招かずにはすまないこと、右の理由によって、交通・通信路は社会の集団的所有 (propriete collective de la societe) でなければならない、と大会は考える。

## (四) 森林について

森林を私人の手に委ねるならば、これらの森林は破壊されてしまうであろうこと、

このような破壊は、ある地点では水源の保存を害し、ひいては土地の肥沃性やさらに公衆衛生や市民生活を損なうであろうこと、

右の理由によって、森は全社会 (collectivite sociale) に帰属しなければならない、と大会は考える」(*La Premiere Internationale, Recueil de documents, publie sous la direction de J. Freymond, 1 vol. 1962, p. 405 406.* マルクス=エンゲルス『労農同盟論』国民文庫, 168ページ)。

すなわち鉱山労働・地下資源が「国家——ただし、それ自体、正義の法則にしたがう革新された国家——に代表される全社会に帰属すべき」であるとされたのと同列に、農業労働・森林労働および土地所有も取り扱われなければならないとされている。ただし、ここで「国家に代表される全社会に帰属すべき」とされる場合、「国家」に力点をおけば国家的所有となるが、「全社会」に力点をおけば社会的所有になり、それがまた「社会の集団的所有」ともいわれて

いることからすれば、ここでの国家所有の内実は社会的所有 = 集团的所有におかれているというべきであろう。

それとともに鉱山、鉄道が労働者協同組合に、土地も農業協同組合に委ねられるとしていることも留意しておいてよいであろう。

しかし土地所有、とくに小土地所有の問題はブリュッセル大会の決議でおさまったわけではなく、マルクスも土地所有について翌年の1869年7月6日の総評議会で2つの演説をおこなっている。「土地所有についての2つの演説の要旨（1869年7月6日の国際労働者協会総評議会議事録から）」では「社会的権利と社会的必要」とから、「土地の共同所有 (Gemeineigentum)」を支持するとともに「総評議会はブリュッセル大会の決議に対して責任がある」が、決議に「もっと力強い形式」を与えるための「書き換え」には反対しないとしている（『全集』第16巻、558-559ページ）。

なお、この2つの演説においてマルクスは「イギリスでは土地所有者はもはや農業における必要物ではなくなっている」（同、557ページ）、「イギリスでは議会の法律によって12週間以内に土地を共同所有 (Gemeineigentum) に転化することができる」（同、558ページ）としている。

そこで同69年のバーゼル大会において、土地所有の表現形式については、以下の「国際労働者協会バーゼル大会の土地所有の問題についての決議」（1869年9月10日の会議で採択）のように簡明な形で書き換えられている。

「大会は、社会には、土地 (Grund und Boden) の私的所有を廃止し土地を共同所有 (gemeinsames Eigentum) に転化する権利があることを声明する。大会はさらに、この転化が必要であることを声明する」（『フォルポータ』1869年10月号、149ページ。前出『労農同盟論』、168ページ）。

なお、マルクスは1872年8月29日付の『ノイエ・フライエ・プレッセ』の夕刊に掲載された「インターナショナル大会」という報告文において「ブリュッセル、バーゼル両大会で、大多数の者が、労働者階級の根本的改善は社会の交通手段と土地とが国家の所有 (Staatseigentum) になる場合にのみ達成できるという理論的命題に賛成した」（補巻3、459ページ）とまとめている。

さて、バーゼル大会の翌月の10月24日、総評議会の参加のもとに土地労働連盟が創立され、マルクスの指示にもとづいてエッカリウスが起草した扇動綱領——「土地労働連盟から大ブリテンとアイルランドの男女労働者への呼びかけ」は「(一) 土地の国有化」(Nationalisation of the Land)、「(二) 国内入植地の開発」をはじめとする9カ条をかかげ、この9カ条をもって議員候補者の資格審査の試金石にせよと訴えたが、そこでは「土地の国有化」を、以下のように特徴づけている<sup>1)</sup>。

---

1) 土地労働連盟が創立された直後の69年10月30日付でマルクスはエンゲルスへ、次の文面の手紙を送

「われわれは諸君に統一し、組織し、団結し、アイルランド、スコットランド、ウェールズおよびイングランド全土に『土地を人民に』(The Land for People)という呼び声をあげるよう訴える。人民は、自然の賜物の正当な相続人である(the rightful inheritors of nature's gift)。生活の源泉である土地が少数の私的個人の支配下におかれ、その気紛れに任せられている状態を、合理的な社会(rational state of society)は放置することができない。全人民によって選出され、その受託者(trustee)たる政府こそが、社会全体の利益のためにそれを管理(manage)できる唯一の権力である」(『全集』第16巻、568ページ)。

この土地の国有化の特徴づけによると、国有化(nationalisation)とは国家自体による所有を意味する国家化(Verstaatlichung)のことではまったくなく、土地の所有権は自然の賜物の正当な相続人である人民にあって、政府権力はその受託者として管理に当たるということである。そうであればこそ、土地の国有化は土地の社会的所有・集团的所有・共同所有の別名たりうるのである。旧ソ連型社会主義のドグマにあっては国有化イコール国家化=国家的所有化ととらえられてきたが、そこに決定的誤謬があったことになる<sup>2)</sup>。

しかし土地労働連盟が創立されてもイギリスの土地・農業問題についての混乱した見解の錯綜がやまなかったところから、マルクスは1872年3月4月にかけてインターナショナル・マンチェスター支部のために「土地の国有化について」を書き上げることになる。

この手稿でマルクスは土地私有制の擁護者たちの「自然権」は「征服という本源的事実をつみかくしたもの」であると論駁したのち、「社会的必要」が土地の国有化を反駁の余地のな

っている。

「バーゼル大会の一成果とみるべきものは、あの土地労働連盟[land and labor League]の結成である(ついでながら、これもまた総評議会が直接に企図したものだ)。これによって、労働者党は完全にブルジョアジーと絶縁するのだ。土地の国有化が出発点だ[nationalisation of land der starting point]」(『全集』第32巻、303ページ)。

なお、マルクス=エンゲルス「総評議会議事録、1869-1871年分からの抜粋」に1971年「2月21日土地保有改革協会(Land Tenure Reform Association)が、土地国有化の問題で労働者等に半ば歩みよる。ミル。ハリスの考えでは、これは土地労働連盟を解体させようとする手であった」(『補巻』3、415-416ページ)という記事がみえる。

土地保有改革協会はジョン・スチュアート・ミルが1870年に結成したものであるが、ここで「ミル」とあるのは「土地国有化の問題で労働者党に半ば歩みよる」ポリシーをミルの差し金とみていたということであろう。

ちなみにハリスについて『補巻』3の「人名索引」に、以下のように記載されている。

「ハリス、ジョージ Harris, George イギリス労働運動の活動家、チャーティストのオーブライアンの支持者、国際労働者協会総評議会の評議員(1869-1872年)」(53ページ)。

- 2) 旧ソ連型社会主義にあっては、国家的所有と社会的所有とが同一視され、その国家的所有が生産手段の国家機関——実際には党・国家中央官僚層——による全面的、あるいは独占的・排他的支配としての国家的所有であったことのサーベイとしては、西村可明「社会的所有と国家的所有」(一橋大学経済研究所『経済研究』第30巻第3号、1979年)参照。

いまで証明しているとして、次のようにいう。

「われわれに必要なことは、生産が日々が増大していくことである。少数の個人が、その気まぐれや私利にしたがって生産を規制したり、無知なやり方で土地の地力を枯渇させたりするを許したのでは、この生産の要請をみたすことはできない。灌漑、排水、蒸気プラウの使用、化学的処置などのあらゆる近代的な方法が、結局は農業に応用されなければならない。しかし、われわれのもっている科学的知識、われわれが支配している機械その他のような農業技術手段は、土地の一部を大規模に耕作しないかぎり、けっして有効に適用することはできない」（『全集』第18巻、53ページ）。

とはいえ「農民的所有をもつフランスは、地主制度 [landlordism] をもつイギリスよりも土地の国有化 (nationalisation of land) からはずかに遠い」（54ページ）のであってフランスでは耕作者自身を「土地の国有化に対するもっとも断固たる敵に変えている」（同）。

では地主制度をもつイギリスで土地制度の変革を実行するとしたら、どのような形態が望ましいか。マルクスは3つの場合を挙げる。

「中間階級 [ブルジョア] 政府のもとで土地を国有化し、そしてこの土地を小割地として個人や労働者の団体に貸しつけることは、彼ら相互のあいだに猛烈な競争をひきおこし、したがってまた『地代』のある程度の上昇をまねき、こうして生産者を食いものにす新しい便宜を横領者に提供することにしかならないであろう」（同、55ページ）。

したがって小土地への分割・貸付は問題にならない。

では農業協同組合の所有にしたらどうか。

「1868年のブリュッセル国際大会で、私の友人の一人（ドーパーブ 引用者）は次のように述べた。

『小さい私有財産は科学の判決によって死を宣告され、大きい私有財産は正義によって死を宣告されている。だから、残された道は次の2つのうちの1つしかない。すなわち、土地は農業協同組合の所有 (property of rural association) とならなければならないか、それとも全国民の所有 (property of the whole nation) とならなければならないか、そのどちらかである。未来がこの問題を決定するであろう』（1868年のブリュッセル大会の9月11日の会議での報告 引用者）（同上）。

マルクスはこれにも反対してその積極的論拠を述べる。

「私は反対に次のように言う。土地は国民そのものだけが所有できる (the land can but be owned by the nation itself) という決定を、未来はくださであらう、と。協同組合に結合した農業労働者の手に (to the hands of associated rural labourers) 土地を渡すということは、生産者のうちのただ一つだけに全社会を引き渡すことにほかならないであろう」（同上）。

この土地国有化論は、土地国有化とは土地の国家的所有化ではなく土地の国民的所有化であるという土地労働連盟の綱領の見地をマルクス自ら明言したものであるが、それだけでなく管

理においても土地の国家的管理ではなく土地の国民的管理を想定していたことも確認しておくべきであろう。というのは、マルクスはこの「土地の国有化について」において管理についても「耕作が国民の管理のもとに、国民の費用で、そして国民の便益のためにおこなわれる (cultivation is carried on under the contral at the cost and for the benefit of the nation)」(同, 54ページ)としているからである。

そしてこの意味における土地の国有化と協同組合との結合によって資本主義的生産は完全に廃止されるという。

「土地の国有化は、労働者と資本家の関係に完全な変化をひきおこすであろうし、結局は、工業であろうと農業であろうと、資本主義的生産を完全に廃止するであろう。そうなったときにはじめて、階級差異と特権とは、それを生み出した経済的土台といっしょに消滅し、社会は一つの自由な生産者の協同組合 (society will be transformed into an association of free producers) に変わるであろう。他人の労働で暮らしていくようなことは、過去の事柄となるであろう！ そこには、社会そのものと区別された政府も国家も、もはや存在しないであろう！」(同上)。

そして一つの自由な生産者の協同組合からなる社会であってこそ政府も国家も存在しないという。

そこでマルクスは土地や国有化プラス協同組合の結合からより一般化して生産手段の国民的集中プラス協同組合こそが19世紀の経済的運動が目ざす目標であると結ぶ。

「農業、工業、製造業、一言でいえばすべての生産部門は、しだいに最も効果的な形態に組織されていくであろう。生産手段の国民的集中 (*National centralization of the means of production*) は、合理的な共同計画 (common and rational plan) にしたがって意識的に行動する、自由で平等な生産者たちの諸協同組合によって構成される一社会の自然的基礎となるであろう。これこそ、19世紀の偉大な経済的運動がめざしている目標 (goal) である」(同)。

みられるように、この手稿はブリュッセル大会、バーゼル大会での土地所有の問題についての決議の主旨をマルクス一流の的確な表現で解説したものであり、ここには土地の国有化 = 国民そのものの所有を出発点として自由で平等な諸生産者たちの協同組合によって構成される一つの生産協同組合連合体、アソシエーションという社会が生まれるとしてアソシエーション社会主義 = 協同組合社会主義が述べられている。

そうだとはいえ、ここでいう「生産手段の国民的集中」ということはどういうことかが問題となろう。この用語は『共産党宣言』でいうところの「すべての生産用具を国家の手に、すなわち支配階級として組織されたプロレタリアートの手に集中」(前出、服部訳、84ページ) すること、すなわち生産手段の国家的集中と同義であるかにみえるが、どうであろうか。この問題に示唆を与えているものとして「土地の国有化について」が書かれた翌年の1873年5月3日以降、マルクスとエンゲルスとが協力して作成し同5月17日付の「インターナショナル・ヘラ

ルド」第59号に掲載された「インターナショナル・イギリス連合のマンチェスター大会（1873年6月1, 2日）の議題」（MEGAの標題は「国際労働者協会イギリス連合の第2回年次大会のプログラム）」というモノグラフがある。いま、その全文を掲げると、以下の通りである。

「1. イギリス連合の組織

2. 協会の目的および方針を実現するための最良の方法
3. 国際労働者協会と労働組合との関係
4. 労働者階級の政治活動にかんするハーグ大会の決議を実現するための最良の方法
5. 一般 [国民] 教育
6. 土地問題
7. 相続法の廃止
8. すべての生産手段の国家による領有 (Appropriation by the State of all instruments of production)
9. 協同組合的生産を促進するため労働者が国家的信用の配分を受ける権利 (The right of Working Men to a share in the national credit to facilitate co-operative production)」(『補巻』3, 562ページ. MEGA /24, S. 451.)。

このプログラムのうち、「8」の「すべての生産手段の国家による領有」と「9」の「協同組合的生産を促進するため労働者が国家的信用の配分を受ける権利」の論題は明らかに労働者階級が権力を掌握したのちに施される方策であるが、「生産手段の国民的集中」とは、この「すべての生産手段の国家による領有の集中」のことを意味しているといえよう。そう解するならば宣言の「国家的集中」もこの意味で用いられているといえてよいであろう。それゆえ『宣言』の「生産手段の国家的集中」も、「土地の国有化について」の「生産手段の国民的集中」も「すべての生産手段の国家による領有の集中」を意味する点では同じであるといえる。

だが、問題はその先にある。というのは『宣言』では、過渡の方策として「国有諸工場、生産諸要具の増加」といった国家社会主義的方策をかけた独自の国家社会主義の局面を想定しているのに対し、「土地の国有化について」は「国有諸工場の増加」を語ることなく労働者生産協同組合の構成を語り、「イギリス連合の第2回年次大会のプログラム」も「協同組合的生産を促進するため労働者が国家的信用の配分を受ける権利」に言及しているからである。すなわちそこには『フランスにおける内乱』の4月16日の徴発令と同様、生産手段が一時的に国家に徴発・領有されても国家社会主義の局面をへることなく、直接、労働者生産協同組合の創設・拡大が問題になっているという点で基本的な相違点があるのである。

## 2 『バクーニン・ノート』の社会的過渡期論

さて、パリ・コミューン敗亡後、第1インターナショナルは1871年9月にロンドン協議会を

開催し、パリ・コミューンからの教訓として独自の労働者政党的組織化を訴える「労働者階級の政治活動に関する決議」を採択、ついでラファルグが1872年当時、もっとも強力な組織であったスペイン支部＝スペイン連盟の内部にバクーニン派の社会民主同盟が秘密結社として組織され二重加入の形で支部を支配していることを暴露したのち、72年9月のハーグ大会においてバクーニンとギョームを除名し無政府主義に対して決定的な打撃を与えた。

他方、バクーニンは翌1873年、主著『国家制と無政府』を公刊しマルクスの「国家共産主義」に対し反論をおこなった。この『国家制と無政府』に対し、マルクスは74年から75年初めに『バクーニン・ノート』（[バクーニンの著書『国家制と無政府』摘要]）を執筆している。このノートは『共産党宣言』においてマルクスが「労働者革命における第一歩はプロレタリアートを支配階級に高めること」によって「すべての生産用具を国家の手に、すなわち支配階級として組織されたプロレタリアートの手に集中」（前出服部訳『共産党宣言／共産主義の諸原理』、84ページ）すると述べていることをもってマルクス派の共産主義を「国家共産主義」と呼び、これに対して論難を加えているもので、これに対するマルクスの批判的・論争的評言は労働者権力による過渡期から社会主義の確立に至る一連の過程についての新たな解明を加えているものである。

それではバクーニンはいかなる論難を加えているであろうか。ただし、この論点に入るまえに、バクーニンとマルクスとは国家消滅後の社会主義についてはともにアソシエーション社会主義＝協同組合社会主義の立場を採っているので、まずこの点を確認しておこう。

まずバクーニンであるが、『国家制と無政府』ではその社会主義像は、こう描かれている。すなわちバクーニンにおいても「もはや国家（государств）がなくなり、あらゆる国家の瓦礫のうえに『すべての言語と民族に属する人びとを差別なく——なぜなら自由だから——包容する、自由な生産協同組合、市町村、地方 連合の自由な同胞的結合（ein freier brüderlicher Verband freier Produktiv-Assoziationen, Gemeinden und Gebiets -Föderationen）が、まったく自由に、下から上へと組織されて、うちたてられる」（「バクーニン 国家制と無政府（序説第一部、1873年）」『全集』第18巻、626ページ）未来社会が語られている。したがってマルクスとバクーニンの相違は、マルクスが「労働者革命の第一歩はプロレタリアートを支配階級に高め」「すべての生産用具を国家の手に集中」する国家社会主義の局面＝第一局面と「階級の差異が消滅してすべての生産が協同組合連合をつくっている（アソツィールト）諸個人の手に集積される」協同組合社会主義の局面＝第二局面との二局面説を採っているのに対し、「国家（государство）があれば、不可避免的に支配（господство）があり、したがってまた 奴隷制 がある。隠されたものであろうと仮装されたものであろうと、奴隷制のない支配は考えられない。——だからわれわれは 国家 の敵である」（同上、643ページ）として無政府を主張するバクーニンは、プロレタリアートを支配階級に高める過渡期、すなわち国家社会主義の第一局面自体を認めない。

それではマルクスはどのようにして過渡期 = 国家社会主義の局面を擁護し、バクーニンの無政府共産主義を論駁しようとしているであろうか。以下、この擁護・論駁の部分を示しておこう。

バクーニンの最初の論難は過渡期における農民の取り扱いで、プロレタリアートが支配階級になると都市・工業プロレタリアートに農民が支配されることになるとして、次のようにいう。

「『労働者にむかって、最後の理想としてはではないにしても、すくなくとも当面の主要目標として、彼らの表現によれば『支配身分の地位にまで高められたプロレタリアート』にほかならない人民国家 (народного государства) の創設を勧告するラッサールとマルクスの理論に対して、われわれはすでに深い反感を表明した<sup>3)</sup>。疑問が起きる。プロレタリアートが支配階級となるとすれば、彼らはいっただれを支配するのか？ それはつまり、この新しい支配、この新しい国家 (государству) に服属するいま一つのプロレタリアートがなお残っているということの意味する [bedeutet] (das meint) (значит)。』 [.....]

「たとえば、крестьянская чернь 下賤の農民、下層農民大衆がそれである。彼らは、周知のようにマルクス主義者の好意を [うけておらず]、最下の文化水準にあって、おそらく都市・工場プロレタリアートに支配されることになるだろう。」(『全集』第18巻、641ページ)。

これに対してマルクスはいう。

「農民が私的土地所有者として大量に存在するところ、イギリスのように農民が消滅して農業日雇労働者に入れ替わるというふうになっていない西ヨーロッパ大陸のすべての国家でそうであるように、農民が多かれ少なかれかなりの多数をさえ占めているところでは、次のようなことが起こる。すなわち、農民が、これまでフランスでやってきたように、あらゆる労働者革

3) 拙稿「『共産党宣言』の移行過程論」では『宣言』のアソツィアツィオンを労働者生産協同組合を意味するものと捉えたが、バクーニンは、労働者政府が信用を供与しその支援をえて「労働者の生産 = 消費協同組合がブルジョア資本と闘い、遠からぬ将来それに打ち勝ち、それを吸収する」構想 = 綱領をマルクスは「『共産党宣言』で完全に表明している」とする。

「『人民国家の最初の行為』(ラッサールによる)は、労働者の生産 = 消費協同組合 (Produktions- und-Konsumtions-Assoziation der Arbeiter) に無限の信用を開くことであろう。そのときにはじめて協同組合は、ブルジョア資本とたたかい、遠からぬ将来それにうち勝ち、それを吸収することができるようになるであろう。吸収の過程が完了したとき、社会の根本的改造の時代が始まる。これがラッサールの綱領であり、それはまた社会民主党の綱領でもある。もともとこの綱領はラッサールのもではなく、マルクスのものである。マルクスは、彼とエンゲルスが1848年に発表した周知の『共産党宣言』のなかでそれを完全に表明している。それについての明瞭な示唆は、1864年にマルクスが書いた最初の『国際 [労働者] 協会創立宣言』のなかでさえ見られる」(『全集』第18巻、64ページ)。

してみるとバクーニンは『宣言』のアソツィアツィオンを協同組合を意味するものと理解していたことになる。この『ノート』でマルクスがバクーニンのこの叙述に異を立てていないところを見ると、この限りでは、バクーニンの『宣言』のアソツィアツィオン = 協同組合把握を容認していたものともみなしえよう。

命を妨げ挫折させるか、あるいはプロレタリアートが（私有者としての農民はプロレタリアートに属せず、またその状態からいってプロレタリアートに属する場合にも、自分では属しないと信じているから）政府として、農民の状態が直接に改善され、そのため農民を革命の側に獲得するような諸方策をとらなければならないか、どちらかである。しかも、その諸方策は土地の私的所有から集団的所有（Kollektiveigentum）への移行を萌芽状態において容易にし、その結果、農民がおのずから経済的に集団的所有に進むような諸方策であって、たとえば相続権の廃止を布告したり農民の所有の廃止を布告したりして、農民の気を悪くするようなことをしてはならない。あのようなことができるのは、資本家的借地農業者が農民を押し退けてしまい、現実に土地を耕すものは都市労働者と同じようなプロレタリア・賃金労働者となっており、したがって都市労働者とまったく同一の利害を、間接にでなしに、直接にもつようになっているときに限られる。まして、バクーニンの革命戦役のさいのように、単純に大きな領地を農民に取り込ませて分割地を大きくすることによって、分割地所有が強化されるようなことをしてはならない」（同、641 642ページ）。

すなわちイギリスのように農業資本主義が成立して資本家的借地農業者と農業プロレタリアートに両極分解している場合と異なり、農民が多数を占めている西ヨーロッパ大陸における労働者政府の採るべき方策は「農民の状態が直接に改善され、そのため農民を革命の側に獲得するような諸方策」——「土地の私的所有から集団的所有への移行を萌芽状態において容易にし、その結果、農民がおのずから経済的に集団的所有に進むような諸方策」でなければならないとする。

それでは農民の「土地の私的所有から集団的所有への移行を萌芽状態において容易にし、その結果、農民がおのずから経済的に集団的所有に進むような諸方策」とはいかなるものか。これについてはデンマーク社会民主党の創立者の一人であるルイ・ピーオの論説「わが国の農民事情（ある農業者からの手紙）」で考案された「いま個別的に耕作されている土地を共同で耕作するために、自作農と農業労働者からなる農業協同組合（Agricultural Co-operative societies）を創設するという計画」（エンゲルス「農業問題におけるデンマークのインターナショナル会員の立場。1871年12月5日の総評議会の会議におけるエンゲルスの報告の自筆記録」『補巻』3、433ページ）に示唆され、1894年にまとめられた「フランスとドイツにおける農民問題」において包括的に提示されることになる。

つぎに、バクーニンはプロレタリアートが「支配身分」になっても国家が存在する限り、統治者と奴隷もなくなると論難する。これに対してマルクスは労働者協同組合工場の管理者を範例に挙げて反論している。そこでこの一連のやり取りをみてみよう。

「<sup>1</sup> 支配身分にまで高められた プロレタリアートとは、これはどういうことか？」

それはつまり、プロレタリアートが、個別的に経済的特権階級と闘う代わりに、彼らに対する闘争で一般的な強制手段を用いるだけの力と組織をかちとったということである。だが、プ

ロレタリアートが用いることのできるのは、賃金労働者 [salarariat] としての、したがって階級としての彼ら自身の性格を揚棄するような経済的手段だけである。だから彼らが完全に勝利するとともに、彼らの階級としての性格は終りをつけるのだから、彼らの支配もまた終りをつける。[.....]

『ドイツ人はほぼ4000万人を数える。たとえば4000万人全部が政府の要員になるのだろうか？』  
まさにそのとおり！ [Certainly!] 事は共同体の自己統治に始まるからである (Da die Sache mit der Selbstregierung der Gemeinde anfängt)。

『人民全体が統治するようになる。すると統治される者はいなくなる。』

人が彼自身を支配するとき、彼はこの原理にしたがって自分を支配はしない。なぜなら、彼はあくまで彼自身であり、他のものではないからである。

『そうなれば政府はなくなり、国家はなくなるであろう。しかし国家があるとすれば、統治者と奴隷もまたいることになるであろう。』

これはただ、階級支配が消滅すれば、今日の政治的な意味での国家はなくなるということである。

『マルクス主義者の理論では、このディレンマは簡単に解ける。彼らは』(つまりバクーニンはだ)『人民統治を、人民によって選ばれた(選挙された)少数の代表者による人民の統治と解している』。

ばかな！ [Asine!] この民主主義の戯言、政治的空念仏！ 選挙は、どんな小さなロシアの共同体コミュニティでおこなわれようと、アルテリ協同組合でおこなわれようと、やはり政治形態である。選挙の性格は、この名前にかかっているのではなく、経済的基礎に、選挙人相互の経済的関連にかかっている。これらの機能が政治的であることをやめるやいなや、(1) 統治機能は存在せず、(2) 一般的機能の分担は何らの支配をも生じない実務上の問題となり、(3) 選挙は今日のような政治的性格をまったく失う。

「『人民代表と 国家統治者 を全人民』——

今日の意味での全人民というようなものは、幻想である——

『がえらぶ普通選挙権——それはマルクス主義者の、そしてまた民主主義派の最後の言葉であるが——は、統治する少数者の専制を隠蔽する嘘であり、それがいわゆる人民の意志をあらわすかのように見えるだけに、なおさら危険な嘘である』。

集団的所有 (Kollektiveigentum) のもとではいわゆる人民の意志は消えうせ、協同組合 (Kooperativ) の現実的な意思に席を譲ることになる。

『そこで結果として、特権的少数者が人民大衆の大多数を指導することになる。しかしこの少数者は労働者から成り立っているであろう、とマルクス主義者はいう』。

どこでいったか？

『そうだ、あえて言うならば、かつての労働者から成り立っているであろう。だが彼らは、

人民の代表あるいは統治者となるやいなや、労働者たることをやめ、——彼らがそれをやめないのは、こんにち、工場主が市町村参事会の一員となっても、資本家たることをやめないのと同じだ——

『そして、一般の労働者の世界全体を 国家 の高みから見下ろすようになる。彼らは、もはや人民を代表せず、彼ら自身と彼らの人民統治の 要求権 とを代表するようになる。これを疑うことができるのは、人間の本性を全然知らない人である』。

バクーニン氏がせめて労働者協同組合工場 (Arbeiter-Kooperative-Fabrik) の管理者 (Manager) の地位について知っていたとしたら、支配についての彼の迷夢は吹き飛んでしまっただろう。この労働者国家 (Arbeiterstaat) ——彼がそう名づけたければ——の基礎のうえでは、管理機能はどんな形態をとりうるか、と自問したはずである (第18巻, 644-645ページ)。

この擁護・論駁部分を辿ってきて、第一に注目されるのは「プロレタリアートを支配階級に高めること」とは「個別的に経済的特権階級と闘う代わりに、彼らに対する闘争で一般的な強制手段を用いるだけの力と組織をかちとったということ」だと規定したのち、そのもとで「プロレタリアートが用いることのできるのは、賃金労働者としての、したがって階級としての彼ら自身の性格を揚棄するような経済的手段だけである」とされていることである。すなわち、ここではプロレタリアートを支配階級に高める過渡期において『共産党宣言』とは異なって「すべての生産用具を国家の手に集中して」という国有化が消え『宣言』の10項目の過渡期綱領への言及がみられず「賃金労働者としての、したがって階級としての賃金労働者自身の性格を揚棄するような経済的手段」という一般的な方向性の指示にとどめられている。

しかしこのことは何ら不思議ではない、というのは、マルクスはエンゲルスとの連署した『宣言』の「1872年ドイツ語版への序文」において、すでに、以下のように注意を喚起しているからである。

「最近の25年間に事情がいかにかはなはだしく変わったとしても、この『宣言』のなかで展開された一般的な諸原則は、大体においてこんにちでもなお完全な正しさを保っている。個々の点では、あちらこちらで改善されなければなるまい。これらの諸原則の実践的な適用は、『宣言』そのものが明言しているように、いたるところで、かついかなるときにも、歴史的に現存する諸事情に依存するであろうし、またそれゆえに、第二節の終わりで提案された革命的諸方策には、特別の重みはけっしておかれはしないのである。この箇所は、こんにちならば多くの点でちがって書かれることであろう。最近の25年間における大工業の巨大な進展、およびこれとともに前進している労働者階級の党組織に比べると、また、はじめには2月革命の、そしてはるかに多くの程度であるが、プロレタリアートがはじめて2ヵ月のあいだ政治的権力をにぎったパリ・コミューンの実践的諸経験に比べると、こんにちではこの綱領はとところどころで時代遅れになっている」(前出、服部訳、8ページ)。

みられるように、ここでは『宣言』の第2節「プロレタリアと共産主義者」の終わりで提案

された「革命的諸方策」、すなわち「(7) 国有諸工場、生産諸用具の増加」(前出、服部訳、85ページ)を掲げる国家社会主義的諸方策には「特別の重みはけっしておかれはしない」といわれ、「この箇所は、こんにちならば多くの点でちがって書かれる」とされている。したがってこの1872年の時点で「革命的諸方策」が書き改められるとするならば、『ノーツ・トゥ・ザ・ピープル』の協同組合・協同組合3論説に発し『チャーティスト運動綱領』・『国際労働者協会創立宣言』・『協同組合労働についての中央評議会代議員への指示』で推奨されている労働者生産協同組合が労働者アソシエーションを次々に創出する拡大再生産=漸進的な浸透戦略にもとづき労働者生産協同組合を国民的規模にもちきたすことによって、国家社会主義の局面を經過しない移行路線に重きがおかれるものと予期してよいであろう。

第二に注目されるのは、社会主義のもとでの集団的所有とは「集団的所有のもとでは[.....]協同組合の現実的な意思に席を譲る」、「バクーニン氏がせめて労働者協同組合工場の管理者の地位について知っていたとしたら」という言句からわかるように、生産手段の集団的所有のもとで労働者生産協同組合をケルンとする協同組合が経営主体とされていることである。

従って、ここでもアソシエーション社会主義=協同組合社会主義的が想定されていることがわかる。

第三に注目されるのは——第二の注目点から必然的に帰結されることであるが——労働者協同組合工場という「経済的基礎」のうえでは「選挙人の相互の経済的関連が変革される」ので、被選挙者には「(1) 統治機能は存在せず、(2) 一般的機能の分担は何らの支配をも生じない実務上の問題となる」事態の範例として「労働者協同組合工場の管理者の地位」が当てられていることである。それではなぜ労働者協同組合工場の管理者にあっては統治機能は存在せず一般的機能の実務的分担者にとどまるといえるのであろうか。これは『資本論』第 部第 5 篇第 23 章「利子と企業者利得」において示されている認識、すなわち「協同組合工場の場合には、監督労働の対立的性格はなくなる。というのは、管理人は労働者たちによって支払われるのであって、労働者たちに対立して資本を代表するのではないからである」( a, 756ページ)という認識にもとづいているからである。

### 3 『ゴータ綱領批判』の移行過程論

さて、1875年に入るとラッサール派=全ドイツ労働者協会(ADAV)とアイゼナハ派=社会民主労働者党(SDAP)の統一問題が日程にのぼる。D. フリッケは『ドイツ社会主義運動史』(原題: Die Deutsche Arbeiterbewegung, 1869 1890, Iher Organsiation und Tätigkeit, 1964. 西尾孝明訳, れんが書房, 1973年)において両者の歩み寄りの事情を、こう記している。

「70年代初期の階級闘争の先鋭化とプロシア・ドイツ軍事国家による社会民主労働者党(SDAP)と全ドイツ労働者協会(ADAV)に対する無差別の弾圧は、党員たちのあいだに、

彼らの階級的な利益は共同の闘いのなかにおいてのみ貫徹されうるのだという認識が生じた。階級闘争が先鋭化したこの時代にあつては、ADAV 組織のセクト的な性格は無用なものであることが実証された。階級闘争の実践に対して、すべての点ではなほだしく矛盾していたラッサール理論の影響力はドイツ労働運動内部でますます衰退していった。そしてマルクスとエンゲルスとが革命的なドイツ社会主義者たちに与えたたえざる援助が、その場合には重要な役割を演じ、労働者たちの合同への努力を基本的に助長したのである。

二つの社会主義勢力間の原理的な対立がかなりなくなったので、両者間の統一は、永いあいだ『たんなる個人問題だけによって遷延』されていた<sup>\*1</sup>。だが、独裁的な全権をもっていたADAV 議長ヴィルヘルム・ハーゼンクレーファー、W. Hasenclever ですら、もはや歴史的発展の法則に逆らうことはできず、そのような法則によって、ラッサール派とアイゼナハ派の統一が日程化されたのである。ラッサール派の指導者たちは、1874年秋には、きわめて『いたましい苦境』にあつたので、彼らは和解の手を差し出さなければならなかつたのである<sup>\*2</sup>。

\*1 エンゲルス「歴史における暴力の役割」、『全集』第21巻、455ページ。

\*2 1874年1月27日付ヴィルヘルム・リープクネヒト宛てのエンゲルスの手紙、『全集』第32巻、504ページ。(同、106-107ページ)。

そして75年5月にゴータで合同大会がもたれ翌6月、ドイツ社会主義労働者党が創立される。しかし、そこで採択されたドイツ社会主義労働者党綱領 = ゴータ綱領はアイゼナハ綱領と比較してもラッサール主義に大きく譲歩した無原則性で際立っているものであつた。そこでフリッケは前掲書でいう。

「SDAP と ADAV との合同のための交渉をおこなったさいに、客観的には二つの構想が対立した。一つはアイゼナハ綱領によって具体化された労働者階級のマルクス主義的な構想であり、それは合同のための正当な理論的根拠を意義づけたものであつた。もう一つはラッサール主義的な慣用語であつた。ADAV の指導者たちが陥っていた苦境をまのあたりにして、アイゼナハ派の人びとにとっては、エンゲルスが1875年3月、アウグスト・ベーベル宛ての手紙のなかで書いているように『きわめて冷静かつ慎重に』事態を受け容れ、『彼らがどれだけ自らのセクト的な用語とその国家補助をすて去って、基本的には1869年のアイゼナハ綱領、あるいは、それを現状に合わせて改正した改訂版を採用することに積極的に対応できるかの度合い』に応じて、相手次第で合同をおこないうる、徹頭徹尾、現実的な可能性がひらけていたのであつた<sup>\*1</sup>。合同のさいに、アイゼナハ派がそのマルクス主義理念を貫徹させることができなかつた場合には、すべての原則上の妥協を避けて『行動綱領、あるいは共同活動のための組織計画だけ』で満足すべきであるということを、マルクスとエンゲルスとはかれらに勧告していた<sup>\*2</sup>。マルクスとエンゲルスの警告やまた A・ベーベルや W・ブラッケの反対にもかかわらず、ヴィルヘルム・リープクネヒト、アウグスト・ガイブ、イグナッツ・アウアーなどは統一の名に惑わされて、ラッサール派との誤った妥協をおこなってしまった。1875年、ゴータ党大会で採択されたドイツ社会主義労働者党綱領は、この無原則な合同の表現であつた。それは、

アイゼナハ党綱領と比較しても、いちじるしく後退しており、その基本的なテーゼにおいて、マルクス主義的な認識と階級闘争の諸経験とに矛盾するものであった。

ゴータ党綱領は、ドイツ社会民主主義運動の指導的な代表者たちが、科学的な共産主義理論の重要性を軽視したために、採用されるにいたったのである。[.....] マルクスによって書かれ、1875年5月5日、ヴィルヘルム・ブラッケに送られた『ドイツ労働者党綱領への評注』 [= 『ゴータ綱領批判』] は、科学的共産主義の古典的な著作の一つである。この『評注』には、とくに、マルクス主義的な国家理論、革命理論、ならびに共産主義社会の二つの段階の達成に関する理論がいっそう創造的に展開されており、基本的に豊富になっていた。しかし、ドイツ社会民主主義運動の権威ある指導者たちによって、この原則的な批判は軽視され、党员たちにたいしては秘密にされたのである。

\* 1 エンゲルスからベーベルへの手紙、『全集』第34巻、106ページ。

\* 2 1875年5月5日付マルクスの W. ブラッケへの手紙、『全集』第34巻、116ページ。』(同、122 123ページ)。

それではゴータ綱領批判では協同組合・協同組合運動はいかに取り扱われているであろうか。この論点に絞ってマルクスのコメントをみてみよう<sup>4)</sup>。

まず、このコメントで確認できるのはマルクスは『評注』の(3)で『ゴータ綱領』が「『労働手段が共有財産 (Gemeingut) であり、そして総労働が協同組合的 (genossenschaftlich) に規制されている。—社会を仮定している」(後藤洋訳『ゴータ綱領批判/エルフルト綱領批判』新日本出版社、25ページ。MEGA /25, S. 12.) こと自体に関しては論難の対象ではなく、これについては肯定的に受け止め、未来社会——社会主義・共産主義が協同組合組織の形態をとることを自明のこととして語っていることである。

そこで社会主義の特徴づけについてみると、以下にみるように、マルクス自身、社会主義を明確にゲノッセンシャフトリッヒ社会主義 = 協同組合社会主義として把握している。

「生産手段の共有を基礎とする協同組合的な社会 (der genossenschaftlichen, auf Gemeingut an den Produktionsmitteln gegründeten Gesellschaft) の内部では、生産者たちは彼らの生産物の価値として、すなわち生産物がもつ一つの物的特性として現われない。というのは、いまでは、資本主義社会とは反対に、個人的な労働は、もはや間接的ではなく、直接に、総労働の構成部分として存在するからである。[.....]

ここで問題にしているのは、それ自身の基礎のうえで発展した共産主義社会ではなく、逆に、資本主義社会から生まれたばかりの共産主義社会であり、したがって、この共産主義社会は、あらゆる点で、経済的にも、道徳的にも、精神的にも、この共産主義社会が生まれてきた母胎

4) 『ゴータ綱領』の確定綱領に至るまでのアイゼナハ派とラッサール派の生産協同組合論の展開を詳細に追跡したものとしては後藤洋「『ゴータ綱領』における生産協同組合論」(鹿児島大学『経済学論集』第60号、2003年)がある。

である古い社会の母斑をまだつけている」(同, 27ページ. ebenda. S. 13. 傍点はマルクスの原文のアンダーラインによる強調。以下, 同じ)。

つまり社会主義 = 「資本主義から生まれたばかりの共産主義社会」・「資本主義社会から生まれたばかりの共産主義社会」(同, 30ページ. ebenda. S. 15.) の第一局面とはとりも直さず「生産諸手段の共同所有を基礎とする協同組合的な社会」(同上) とされ, 労働生産物は商品の形態をとらないとされている<sup>5)</sup>。

それでは「それ自身の基礎のうえで発展した共産主義社会」はどうか。これについても, こういわれている。

「共産主義社会のより高い局面において, すなわち, 分業のもとへの諸個人の奴隷的な従属がなくなり, それとともに, 精神的労働と肉体的労働との対立もなくなったあとで, 労働が生きるための手段だけでなく, 労働そのものが生活の第一の欲求となったあとで, 諸個人の全面的な発達にもなって彼らの生産諸力も増大し, 協同組合的富 (genossenschaftlichen Reichtum)<sup>6)</sup> のすべての源泉がいっそう溢れるほど湧きでるようになったあとで, — そのときは

5) 望月清司氏は『ゴータ綱領批判』の思想的座標(『思想』1976年3月号)において『ゴータ綱領』における「協同組合的社会」規定について, 以下のように述べられている。

『評注』は(……)「協同組合」という綱領の用語をそのまま使いながら, プロレタリア独裁期につづく共産主義第一段階を「生産手段の共有にもとづいた協同組合的な社会」と規定した。マルクスはこの規定で, (……)イギリスにおける経験をふまえて『今日の国家』内部における協同組合 (co-operative society) の一定の役割を評価しながらも, 社会主義社会における協同組合との構造上・機能上の区別をはっきりさせた。『評注』における, この協同組合の組織と機能についての説明は, むろん『共産党宣言』におけるかなり抽象的な表明に比べ, マルクスの諸著作においてはじめて具体的に示されたものである。『共産党宣言』は「各人の自由な発展が万人の自由な発展の条件であるようなひとつのアソツィアツィオン (Assoziation)」としか述べていなかった。(12-13ページ)。

76年の時点で『共産党宣言』の「アソツィアツィオン」を協同組合を意味するものとしている点は炯眼であり, 『ゴータ綱領』が「協同組合的社会」= 協同組合社会主義の「組織と機能についての説明をはじめて具体的に示している」という評価も賛成できるが, MEGA /10. 11の公刊以前に書かれたものであるため, マルクスは「イギリスにおける経験をふまえて『今日の国家』内部における協同組合の一定の役割」をどのように「評価」していたかの言及に関しては具体性に欠ける不充足性は覆えない。

6) 望月清司氏は『ゴータ綱領批判』(岩波文庫, 1975年)の「ドイツ労働者党綱領評注」のこの「協同組合的富」の部分に訳者注(6)を付して, 以下のような推測を述べられているが, 問題を含む。

「(6) 原文は das genossenschaftliche Reichtum. マルクスがその社会主義 = 共産主義社会像をえがくのに『ゲノッセンシャフト』という外国語に訳しにくい固有のドイツ語を用いているのはここだけである。綱領草案のなかにある『協同組合』を批判するために意識して用いたのもであろう。他の著書ではおもに『アソツィアツィオン』(die assoziation (独), association (英・仏)) が用いられる」(64ページ)。

まず『ゲノッセンシャフト』という外国語に訳しにくい固有のドイツ語を用いているのはここだけの「ここ」は「協同組合的富」の部分だけではなく, 「評注」全体を指すのもであろうが, そうだとしても事実認識に誤りがある。というのはマルクスはこの「評注」だけでなく, それより以前,

じめて、ブルジョア的権利の狭い限界が完全に乗り越えられ、そして社会はその旗につぎのように書くことができる。各人はその能力に応じて、各人はその必要に応じて！

\* 『ノイエ・ツァイト』版では、『彼らの』が『その』となっている（同、30-31ページ・ebenda. S. 15.）。

すなわち「それ自身の基礎のうえで発展した共産主義社会」＝「共産主義のより高い局面」においても「諸個人の全面的な発展」にともなう生産諸力の増大が「協同組合的富のすべての源泉がいっそう溢れるほど湧きでるようになる」事態として描かれている。

したがって未来社会において労働生産物が価値の形態をとらないということをはじめとする未来社会の諸特質についても、それらの諸特質の検出は協同組合的社会主義・協同組合的共産主義を前提として語られているのであるから、労働者生産協同組合の根本的特質——生命線とみなすべきものと関連させなければ理解しえないのである。

それでは、つぎに「」のラッサールの「国家扶助による生産協同組合」批判をみてみよう。当該事項の全文は、以下の通りである。

「『ドイツ労働者党は、社会問題の解決に道をひらくために、労働人民の民主的管理のもとにある国家扶助（Staatshilfe）によって生産協同組合（Produktivgenossenschaft）を設立することを要望する。これらの生産協同組合は、そこから総労働の社会主義的な組織が生じる（entsteht）ような規模で、工業と農業のために、創設されなければならない。』

ラッサールの『賃金鉄則』のあとに、預言者の救済策！ 威厳にみちたやり方で『道がひられる』！ 現に存在する階級闘争の代わりに、その『解決』に『道をひらく』『社会問題』——という新聞記者的常套句<sup>じょうとく</sup>がくる。『総労働の社会主義的な組織』は、社会の革命的な変化の過程から（aus dem revolutionären Umwandlungsprozesse）『生じる』代わりに、生産

---

1869年12月10日付のマルクスからエンゲルスへの手紙においてドイツで最初の国際労働者協会の支部であるゾーリンゲン支部の指導者であったクライン、モルらが創立したゾーリンゲン鋼鉄生産協同組合（Produktive genossenschaft für stahe-und Eisenwaren）への資金援助にふれたさい、フランスやイギリスの「生産協同組合」をproduktive genossenschaftenと呼び、当のゾーリンゲン鋼鉄生産協同組合をGenossenschaftと呼んでいるからである。なお、エンゲルスも1870年2月8日付のクライン、モルへの手紙でゾーリンゲン鋼鉄生産協同組合をGenossenschaftと呼称している。

では、なぜ、この時点でアソシエーションだけでなくゲノッセンシャフト語が使用されるようになったのであろうか。それは1867年2月にシュルツェーデーリチュがその策定・通過に決定的な貢献をしたいわゆるプロシア産業・経済協同組合法<sup>ゲノッセンシャフト</sup>（産業・経済協同組合の私法上の地位に関するプロシア法。Preussisches Gesetz betreffend die privatrechtliche Stellung der Erwerbs-und Wirtschaftsgenossenschaften）が公布され、ドイツではゲノッセンシャフトが協同組合の公用語となったからである。そして『ゴータ綱領』の草案も「評注」のマルクスも、これにしたがっているまでのことであって、そこには何ら奇異な点はない。

ちなみに、プロシア産業・経済協同組合法の成立・展開過程とその法的構造については島村博「プロイセン協同組合法と北ドイツ同盟結社法案——その構造的関連と区別」（名和田彦編書『社会国家・中間団体・市民権』法政大学出版局、2007年）参照。

協同組合——この生産協同組合は労働者ではなく国家が『創設する』——に国家が与える『国家扶助』から『生じる』。新しい鉄道とまったく同様に、国債で首尾よく新しい社会を建設することができるというのは、ラッサールの空想にふさわしいことではある！

恥じらいのなごり\*から、『国家扶助』が——『労働人民の民主的管理のもとに』おかれる。

\*『ノイエ・ツァイト』版では、『のなごり』という語は点線におきかえられている。

第一に、『労働人民』はドイツでは、大多数、農民から成り立ち、プロレタリアートからではない。

第二に、『民主的』とはドイツ語では、『人民支配的』という意味である。しかし、『労働人民の人民支配的管理』とはどういう意味であろうか？ まして、国家に向けたこのような要求によって、自分が支配してもいなければ、支配するほど成熟してもいないという完全な自覚を表明する労働者人民の場合は！

ルイ・フィリップの時代に、ピュシェがフランスの社会主義者たちに対抗して指示し、『アトリエ』誌の反動的な労働者たちによって受け入れられた処方箋の批判に立ち入ることは、ここでは不必要である。また、躓きのもとは、綱領にこのような特殊な奇跡療法を書いたということにあるのではなく、そもそも階級運動の観点から宗派運動の観点に逆戻りしているということにあるのである。

労働者が協同組合的生産 (genossenschaftlichen Produktion) の諸条件を社会的な規模で、さしあたり自国で、したがって<sup>4</sup>国民的な規模で (nationalem Maßstab) つくりだそうとすることは、彼らが現在の生産諸条件を転覆 (Umwälzung) することに努めることだけを意味し、国家扶助による協同組合的諸団体 (Cooperativgesellschaften) の設立といささかも共通するものはない！ しかし、現在の協同組合的諸団体に関しては、それらは、政府からも、ブルジョアからも庇護されない、自主的な労働者の創設物 (unabhängige Arbeiter-schöpfungen) であるかぎりでのみ、価値を有する。

\*『ノイエ・ツァイト』版では、『したがって』という語はない(同, 39 41ページ. ebenda, S. 20.)。

この批判は4つの文脈からなっている。すなわち第一の文脈ではラッサールの国家扶助による生産協同組合に対する総括的批判、第二は、「労働人民の民主的管理のもとに」というフレーズの自家撞着、第三は、国家扶助にもとづく生産協同組合はピュシェ起源の「宗派運動の観点への逆戻り」という想起、第四は、協同組合的生産を国民的規模で創出することの意味である。

だが、このマルクスの批判を吟味するまえに「ドイツ労働者党は、社会問題の解決に道をひらくために、労働人民の民主的管理のもとにある国家扶助によって生産協同組合を設立することを要望する」という草案の規定には、それなりの前史がある。マルクスの批判の含意・含蓄を理解するために、まず、この前史をふり返っておこう。

前史の出発点は、1869年8月の社会民主労働者党の創立大会において採択された『社会民主労働者党綱領』 = 『アイゼナハ綱領』である。

というのは『ゴータ綱領』はこの『アイゼナハ綱領』の改正として作成されたからである。

さてD・フリッケの前掲『ドイツ社会主義運動史』によると、アイゼナハ綱領の草案は「その基本的部分について」はベーベルが起草したもので(同、15ページ)、第 1 条で「社会民主労働者党は、自由な人民国家の樹立をめざして努力する」と述べたのち、「本質的部分」(同、16ページ)をなす第 2 条では国際労働者協会の『創立宣言』、「協同組合労働についての中央評議会代議員への指示」を考慮に入れて、以下の基本原則が掲げられている。

「社会民主労働者党のすべての党员は、全力をあげて、つぎの原則を支持する義務を負う。

- (1) こんにちの政治的および社会的状態は極端に不公正であり、したがって、全精力をもってこれと闘わなければならない。
- (2) 労働者階級の解放のための闘争は、階級の特権や特典のための闘争ではなく、平等の権利と平等の義務のための、そして、あらゆる階級支配の廃止のための闘争である。
- (3) 資本家への労働者の経済的従属は、あらゆる形態における隷属の基礎をなしている。それゆえ、社会民主[労働者]党は、協同組合的労働を通じて現在の生産様式(賃金制度)を廃止し、すべての労働者に対して全労働収益を実現するよう努力する。
- (4) 政治的自由は、労働者階級の経済的解放のための、もっとも不可欠な前提条件である。したがって、社会問題は政治問題と不可分であり、社会問題の解決は政治問題によって条件づけられているのであって、民主主義的国家においてのみ可能である。
- (5) 労働者階級の政治的および経済的解放は、労働者階級が共同し、かつ統一してたたかうときのみ可能であるということ considering して、社会民主労働者党は、一個の統一的な組織を結成する。しかしこの組織は、個々のどの党员にも、全体の繁栄のために、自己の影響力を有効に働かすことを可能とするものである。
- (6) 労働の解放は、一地方的な課題でも一国的な課題でもなく、近代社会が存在するあらゆる国々を包括する社会的課題であるということ considering して、社会民主労働者党は、国際労働者協会の努力と連携しながら、結社法が許すかぎり、党を国際労働者協会の支部とみなすものである」(後藤訳、前掲「付録6」73ページ)。

ところでこれらの諸原則の定式化のオリジナリティ=独自性はどこにあるのであろうか。この点を確認するため、リープクネヒト、ベーベルに指導されていたドイツ労働者協会連合が1868年9月、ニュールンベルクでの第5回大会で決議した『ドイツ労働者協会連合綱領=ニュールンベルク綱領』をみておこう。ニュールンベルク綱領では、こうある。

「ニュールンベルクに招集されたドイツ労働者協会連合第5回大会は、つぎの諸点で国際労働者協会の綱領と一致することを宣言する。

- (1) 労働者階級の解放は労働者諸階級自身によって闘いとられなければならない。労働者階級の解放のための闘争は、階級の特権や独占のための闘争ではなく、平等の権利と平等

の義務のための、あらゆる階級支配の廃止のための闘争である。

(2) 労働用具の独占者(排他的占有者)への労働者の経済的従属は、社会的窮乏や精神的墮落、政治的従属など、あらゆる形態における隷属の基礎をなす。

(3) 政治的自由は、労働諸階級の経済的解放のための不可欠の手段である。したがって社会的問題は政治的問題と不可分であり、社会問題の解決は後者によって条件づけられているのであって、民主主義的国家においてのみ可能である。

さらに、以下のことを考慮し、

『すなわち、経済的解放を目標にしたあらゆる努力は、従来、各国のさまざまな労働部門間の連帯(連合)の欠如、および種々の国の労働者階級間の兄弟的な統一のきずなの不在のために失敗したということ、労働の解放は一地方的な問題でも一国的な問題でもなく、近代社会が存在するあらゆる国々を包含する社会的問題(課題)であり、その解決はもっとも進んだ諸国の実践的および理論的な協力に依存しているということ、これらのことを考慮して、ドイツ労働者協会連合第5回大会は、国際労働者協会の努力と連携することを決議する』(同、「付録5」、72ページ)。

そこでいま『アイゼナハ綱領』と『ニュールンベルク綱領』を対比してみると、以下のことが判明する。すなわち『アイゼナハ綱領』の第 条の(2)項は『ニュールンベルク綱領』の第(1)条のうちの「労働者階級の解放は労働者階級自身によって闘いとられなければならない」の一句を削除したもので、前者の第 条の(3)項「労働者の資本家に対する労働者の経済的従属はあらゆる形態における隷属の基礎をなしている」は、後者の第(2)条の「労働用具の独占者(排他的占有者)への労働者の経済的従属」を「資本家への労働者の経済的従属」に訂正し後者の「社会的窮乏や精神的墮落、政治的従属を削除し、簡潔化をはかったもの。そこでこのアイゼナハ綱領のの新規さは第 条(3)項に付加された「それゆえ、社会民主(労働者)党は、協同組合労働を通じて現在の生産様式(賃金制度)を廃止し、すべての労働者に対して全労働収益を実現するよう努力する」の一句にある。なお前者の第 条の(4)項は後者の第(3)条とまったく同文、第 条の(5)項は独自のプロレタリア政党の必要性と党員の役割を謳ったものであるが、後者にはない新規の書き下し、第 条の(6)項は後者の『 』部分を短縮し、独立の条項に整理したもので、以上である。

そこでこの改訂の意味であるが、第 条の(3)項で「労働用具の独占者(排他的占有者)への労働者への経済的従属」を「資本家への労働者の従属」に改めたのは、「労働用具の独占者(排他的占有者)への労働者の従属」は階級社会貫通的で資本主義の歴史的特殊性を規定しえないので明らかに正当であり、「協同労働を通じて現在の生産様式(賃金制度)を廃止し」の一句も資本主義から社会主義への移行過程を指示するもので明らかに前進点である。さらに第 条の(5)項でプロレタリア政党の必要性と党員の役割を強調したこともそうでなくてはならないものであるから決定的意義をもっている。

こうみてくると『アイゼナハ綱領』は『ニュールンベルク綱領』を下敷きにいつその厳密化をはかって労働党政綱の綱領としてはより完成度を高めたものといえる。

そこで第 3 条の (3) 項での新たに起こされた「協同組合労働を通じて現在の生産様式（賃金制度）を廃止し」の一句であるが、望月清司氏は氏の訳になる『ゴータ綱領批判』（岩波文庫、1975年）において「付録」の「社会民主労働者党綱領（アイゼナハ綱領）」に付した訳者注 (3) においてアイゼナハ大会における「第 3 条および第 4 条における修正は、この『協同組合的労働を通じて』（durch genossenschaftliche Arbeit）の三語の追加のみである。この『協同組合的労働』という表現は [.....] 国際労働者協会創立宣言に見える『協同組合的労働』（kooperative Arbeit）に想をえているものであろう」（176ページ）と注意を喚起している。

望月氏のいうように第 3 条、第 4 条での修正が「協同組合的労働を通じて」の追記のみであるとすれば、起草者のペーベルにしてから資本主義から社会主義の移行過程における「協同組合的労働」のもつ重大意義を認識していなかったことになる。

ちなみに望月氏は「協同組合的労働」の追記について「『国際労働者協会創立宣言』にみえる『協同組合的労働』に想をえているものであろう」と述べているが、この時点では『創立宣言』は『ゾッティアール デモクラート』で「協同組合労働についての中央評議会代議員への指示」にしても『フォルボーテ』で参着できたのであってみれば、『創立宣言』のみならず、「協同組合労働についての指示」からも想をえることができたはずである。そうだとすればアイゼナハ派の「国際労働者協会の努力との連携」の浅さが思いやられるエピソードということになる。

だが、問題はこれにとどまらない。というのは『アイゼナハ綱領』には第 3 条の「当面の諸要求」のうちの (10) 項において、次の文言が付加されているからである。

「(10) 協同組合制度の国家的促進、および自由な生産協同組合に対する民主的保障のもとの国家信用」（後藤、前掲「付録 6」74ページ）。

この (10) 項は、現存国家——ビスマルク政権のもとの国家に対し、協同組合制度の促進と国家信用の供与を求めるものであるが、第 3 条の (3) 項の「協同組合的労働を通じて」とこの (10) 項を併せてみると、アイゼナハ派モラッサールの現存国家のもとの国家扶助による協同組合の要求と何ら変わらない要求を掲げたことになる。そうとなると改めてこうした要求が、なぜ付加されたかが問題になる。これには1866年8月ラッサール派も参加してケムニッツで開催されたザクセン地方民主主義集会で採択されたザクセン民主党の『ザクセン民主党綱領』=『ケムニッツ綱領』の「民主主義の諸要求」のうちに第5条においてすでに「協同組合制度、とくにそれによって資本と労働との対立が緩和される生産協同組合の促進と扶助」（前掲「付録 3」、69ページ）とあるのを継承したものとみられるが、それにとどまらない諸事情もあったのであって、この諸事情について D. フリックが前掲『ドイツ社会主義運動史』において党内諸事情を追跡して、この諸事情の錯雑した経過を明らかにしているのだから、やや長文にわたるが、これについてみておこう。

「アイゼナハの党大会で、A・ベーベルの綱領案には、第 条 (10) 項が付け加えられた。この項には、組合制度と生産者協同組合を奨励するにあたっては、反動的な階級国家の補助によっておこなうというラッサールの用語が事実含まれていたのである。だが、この項は、『多くの過渡的方策の一つとして』\*<sup>1</sup> つけ加えられたにすぎず、また民主的な状況を確保するため、そのような表現にしたにすぎなかったので、アイゼナハ党綱領の積極的な性格に、それが決定的な影響を及ぼすことはできなかった。

このラッサール主義的なスローガンをアイゼナハ党綱領から除去して、SDAP の路線の中にマルクス主義をいっそう貫徹させ強化するための闘争をおこなったのは、ドイツのすぐれた社会民主主義者 W・ブラッケの功績である。ブラッケは、その点において、当時まだ拘留中の A・ベーベルや W・リーブクネヒトと同意見であった。二人は、1873年5月に、ラッサールの著書を批判的検討の対象として、ラッサール理論の欠陥を科学的に立証する仕事を、マルクスに依頼していた。『そのようなこと (論文を書くこと—D・フリッケ) は大変に必要です。ぜひ必要な影響を、それは与えるものと思われます。ぜひお願いします。あなた以外には、そのような仕事をできる方はいません。そのような批判はドイツの政党の洋々たる前途を切り開いてくれましょう』\*<sup>2</sup> と、A・ベーベルは、マルクス宛ての1873年5月19日付の書簡のなかで書いている。しかし、マルクスは、その頃、重病を病んでいたためドイツの党指導者たちの要請に応えることができなかった。

1873年の初めに、W・ブラッケは、ブラウンシュヴァイクの党組織のなかで、その地に新しく結成されたばかりの民主主義選挙区組織の規約のなかに、綱領第 条 (10) 項を取り入れるのは不向きであるという意見を強く主張した。それを機として、『フォルクスシュタート』紙とブラッケとのあいだで激しい論争が展開された。『フォルクスシュタート』側は、『最高の原理的な意義をもつものだ』\*<sup>3</sup> として (10) 項を弁護したが、一方、ブラッケは、この項目こそは反社会主義的な性格をもつがゆえに拒否されるべきであるという意見を、彼の反論のなかで極力主張した。1873年に公開された彼の小冊子『ラッサール派の提案』のなかで、彼はそのための包括的な理論づけをおこなっている。『以前には私は全ドイツ労働者協会の会員として、熱心なラッサール主義者であったから、ラッサールの提案の実現性を確信していた。だが後になって、マルクスの著作を知りようになり「アイゼナハ党」に入党するに及んで、労働運動についてのあのような提案を実現しようとする努力は、たんに有益でないばかりでなくむしろ有害であるとの確信を、私は次第に強めるにいたったのである』\*<sup>4</sup>。

W・ブラッケが、ラッサール主義を『いたずらに宮廷に伺候しようとする王政プロシヤの政府社会主義』\*<sup>5</sup> と特徴づけたのは適切であった。だがSDAP内におけるラッサール主義の有害性についての認識は、かなり広く行きわたっていたにもかかわらず、『アイゼナハ党綱領』の最終要求項目である (10) 項は、それ以上手を加えるべきでなく、やがて修正して、良い規定にすればよい』\*<sup>6</sup> とブラッケは信じていたので、してやられることになってしまった。1873

年8月のSDAP アイゼナハ党大会に、W・ブラッケはブラウンシュヴァイクの党組織の名で、党綱領の改革に関する詳細な提案を提出した。党綱領がもはや『いっそう発展した党の見解』に合致しなくなったというのが、その理由であった。ブラッケは第 条 (10) 項を削除して、その代わりに、以下の諸条項が置かれるべきであると要求した。

10 現在の生産様式の枠内で、労働者の利益を擁護するための包括的な労働組合組織の必要性。

11 現代社会の運動法則とその目標の解明。すなわち、現在、資本と呼ばれるすべてのものに対する私的所有の廃止と、それにもとづく賃労働の廃止。

12 プロレタリアートの国際的な連帯<sup>\*7</sup>。

党大会は、綱領をただちに改正することには反対の意向を示したが、ブラッケ提案の意向をくんで、党綱領審査委員会を設置した。

エンゲルスは、彼の著作『ドイツ農民戦争』の序文に対する1874年7月1日付の追記のなかで、ブラッケやその他の社会民主運動指導者たちによって出された提案を実現することがいかに必要であったかを強調している。彼は、そのなかで、ドイツ労働運動の中で理論的な解明過程を促進するにさいして、指導者の負うべき責任を明確に定めている。すなわち、『指導者の義務はあらゆる理論的な問題についてますます理解を深め、古い世界観に付きものの伝来の空文、句の影響力からますます己れを解放し、そして社会主義が一つの科学となったからには、やはり科学としてこれを扱わなければならないこと、すなわち研究しなければならないことを、たえず心に留めておくことであろう』と<sup>\*8</sup>。

しかし、エンゲルスのこの明確な指摘は、数週間後にコーブルクでひらかれたSDAPの党大会でも、十分には顧慮されなかった。この党大会でA・ガイブは、綱領委員会の名のもとに、代議員たちに対して、つぎのような報告をおこなっている。

『当委員会は、書面で審議を重ねたが、項目の全体については見解の一致をみるに到らなかった。しかし、とりわけ「すべての労働者に完全な労働収益を」という原理は、科学的により正しく定式化される必要があることや、さらには綱領のなかに基本的な諸問題が明確に述べられるべきであって、生産者協同組合のための国家の保証に関する個所は書き改められることが望ましいとの点については本委員会は意見の一致をみるに到った。しかし本委員会には、改正を積極的に実行するには時期尚早であるように思われる。そればかりか本委員会は、綱領問題が党によって引き続き仔細に討論され、講演や通信や論説や著作などによって解明され、しかる後にはじめて、近い将来、十分な経験にもとづいて改正が行なわれるべきであることを勧告するものである』<sup>\*9</sup>。

だが、委員会では、まず第一に、綱領の細かな討議はおこなわれず、その態度には、ラッサールズムへの譲歩が見えていた。そして、マルクス主義的な精神で理論的な根本問題を解明することを軽視する態度すら表明された。そうしなければ、委員会は『黨員相互間の軋轢』を恐

れなければならなかったし、また『進歩派』党员たちに『他の党员たちに譲歩して、その理論的な見解のすべてを綱領のなかにただちには表現しようとしなさい』\*10 でいてくれと要求しなければならなかったからである。

討議では、ブラッケはとくに J・モテラーと L・タウシャーとによって支持された。代議員の圧倒的な多数は党綱領の抜本的な改正が必要であると述べたが、ヨークやときにはガイプのようなつまらぬ妥協に傾きがちの指導者たちの影響のもとに、大会は賛成49、反対4で、綱領改正の審議を次の党大会まで延期することとし、この問題については全党を挙げて多角的な討議をおこなうという提案を採択したのである。かくて、党大会は基本的な理論問題の解明を回避した。この仕事は、マルキシズムのいっそうの浸透と、そしてさらには、それから数ヵ月後におこなわれた全ドイツ労働者協会との合同によって、SDAP にもたらされた複雑な課題にたとしても、きわめて大きな重要性をもっていたのであるが.....

\* 1 1875年10月12日付エンゲルスのベーベル宛ての書簡参照。『全集』第34巻、131ページ。

\* 2 August Bebel, *Aus meinen Leben* (アウグスト・ベーベル『我が生涯から』), Berlin 1961, S. 482. 参照。

\* 3 『フォルクスシュタート』紙。1873年2月15日。

\* 4 W. Bracke, *Der Lassalle'sche Vorschlag* (W・ブラッケ『ラッサール派の提案——社会民主労働者党第4回大会での発言』) Braunschweig 1873年, S. 3.

\* 5 前掲書, S. 45.

\* 6 前掲書, S. 3.

\* 7 前掲書, S. 8.

\* 8 『全集』第18巻, 509ページ。

\* 9 コーブルク党大会議事録, 1874年, S. 75.

\* 10 前掲書, S. 76. (17 21ページ)

この記述によると、(1) 当初のベーベルの綱領草案には第 10 条 (10) 項はなかったこと、(2) 1873年、ベーベルとリープクネヒトがマルクスに「ラッサール理論の欠陥を科学的に立証する仕事」を依頼したが、マルクスが重病のために果たせなかったこと、(3) 73年来、ブラッケがこの (10) 項の削除を主張、他方、リープクネヒトを編集主幹とする『フォルクスシュタート』紙が (10) 項を擁護したところから論争が繰り広げられたこと、(4) 73年8月のアイゼナ八大会でブラッケは (10) 項の削除とそれに代わる諸条項を提起、それを受けて党大会は、党綱領審査委員会を設置、(5) だが、74年の A・ガイプの綱領委員会報告では「労働収益」概念の科学的定式化、「生産者協同組合のための国家の保証に関する個所は書き改められることが望ましい」ことでは意見一致をみたが、改正は「時期尚早」という結論を下したという経緯を辿ったことになる。そこには D. フリッケがいうように「マルクス主義的な精神で理論的な根本問題を解明することを軽視する態度」が「表明」され、「基本的な理論問題の解明」は「回避」されることになったのである。

したがって翌75年のラッサール派——全ドイツ労働者協会との合同がもち上がり、ゴータ綱領草案の作成が俎上にのぼったとき、アイゼナ八派は当該問題に関して何ら定見をもっていな

かったことになる。

ではこのテーマに関してラッサール派はどのような見地に立っていたのであろうか。まず、ラッサールに指名されたベルンハルト・ベッカーの辞任ののち、全ドイツ労働者協会会長におさまったシュヴァイツァーが起草し1867年5月のブラウンシュヴァイクでの全ドイツ労働者協会第5回臨時総会で採択された「全ドイツ労働者協会の諸活動の要綱」＝「ブラウンシュヴァイク綱領」からみてみよう。この綱領では第1条で「全ドイツ労働者協会は、全ドイツが一個の統一的かつ自由な人民国家に結合されることを欲する」（後藤訳、前掲「付録4」、70ページ）と政治目標を述べたのち、社会綱領として「新しい社会状態に道を拓くために」という表現でもって現存国家のもとでの国家による生産者協同組合の要求を定式化している。

「全ドイツ労働者協会は、人民大衆、すなわち労働者が、資本のために、わずかばかりの賃金で満足させられている現在の生産様式の代わりに、新しい生産様式を樹立することをめざして努力する。この新しい生産様式を通じて、共同の社会的な生産によって作り出された価値物の公正な分配が実現されるであろう。

全ドイツ労働者協会は、この新しい社会状態に道をひらくために、フェルディナンド・ラッサールの計画にもとづいて国家による生産者協同組合の設立を要望する」（同上）。

だが、シュヴァイツァーのセクト的独裁は党内の批判をかきたてるとともにビスマルクとの接近はシュヴァイツァーの社会的信用を失墜させ、シュヴァイツァーは71年に会長を辞任、72年5月の第10回ベルリン総会では除名に付されることになる。そしてこの総会ではC. W. テルテの提案にもとづく新規約が採択されるが、この規約の「1 協会の目的」の第2条で国家扶助の生産者協同組合は、以下のように定式化し直されている。

「2 完全な政治的自由の獲得とフェルディナンド・ラッサールの提案による国家扶助の生産者協同組合を設立することを目的とするような代表者のみを立法府や行政組織に送り込むためには、普通・平等・直接の選挙法が必要であることを持続的で秩序正しい宣伝活動によって、平和的・合法的に訴えるよう努力する」（フリッケ前掲『ドイツ社会主義運動史』82ページ）。

現存国家のもとでの国家による生産者協同組合の要求はラッサール主義的政治体質のもとでは容易に現存政府との癒着に陥る危険性があることを認知してか、この規約ではどのような状態のもとでこの要求をおこなうかを明示することを避け議員や官吏の代表資格とすることにとどめている。

しかしシュヴァイツァーののちに全ドイツ労働者協会の会長になったハーゼンクレーファーがベルリンでおこなった演説を基礎としてまとめられた政策綱領——「次期帝国議会選挙のためのドイツ労働者の綱領」（1873年12月3日付『ノイエ・ゾチアル・デモクラート』）の最後の項——4項では、以下にみるように、国家補助による生産者協同組合の要求は明確に「立法が労働者の掌中にあるような国家」、すなわち「民主的國家の助力」のもとで実施されるものとされるにいたる。

### 「国家扶助による生産者協同組合

しかし、これまでに述べた法律や手段のすべてによっても労働者階級を資本の束縛から根本的に解放することは決してできないであろう。それらのものは、労働収益が労働者にもたらされない場合の一時的な緩和手段にしかすぎない。現在の生産方法のもとでは、労働者は、その貧しい家計をやりくりするための必要上、生産した生産物のほんの僅かばかりを賃金の形態で受け取り、残余の収益は企業者が自己のポケットに入れている。

この恐るべき状態をやめさせるためには、労働者が協同生産のために結合しなければならない。つまり、普通・平等・直接の選挙法にもとづいて、労働者によって民主化され、立法が労働者の掌中にあるような国家においてはじめて、利子保証の形で必要な資本を保証することにより、国家は上記の生産者協同組合に扶助を与えることができるのである。資本家の事業に対する競争戦のなかで、小さな親方衆や市民は今日すでにほぼ完全に食いものにされてしまっているが、そのような闘いのなかで、民主的國家の助力をうけた労働者の組織こそが勝利をうるのである。かくて人間による人間の恥ずべき搾取は、法と立法とによってこの世から一掃されるであろう。この究極目標は、労働者がその闘争の場においてもまた活動のさいにも、つねにその指標となるものであって、労働者を指導するものでなければならない。これらの目標は達成されなければならない。なぜなら、この目標と成果である労働者の広範な組織と社会主義國家のなかに、全人類の幸福は存するからである」(同、76ページ)。

したがってゴータ綱領の確定以前に国家扶助による生産協同組合の要求の実施・実現過程に関する見解には二つのものがあつたこと、すなわちアイゼナハ派は現存國家のもとでの設立を要求し、両党合同の直前のラッサール派は民主的國家のもとでの設立を要求するという対立構図があつたことになる。

それではゴータ綱領はこの対立のうち、いずれの見解を採用したのであろうか。もう一度、ゴータ綱領の本文に立ち帰ってみよう。

「ドイツ労働者党は、社会問題の解決に道をひらくために、労働人民の民主的管理のもとにある国家扶助によって生産協同組合を設立することを要望する」。

この文言は明白に現存國家のもとでの国家扶助による生産協同組合の設立を要求するものであるが、この表現様式はシュヴァイツァーが起草した『ブラウンシュヴァイク綱領』における「全ドイツ労働者協会は、この（「新しい生産様式」によって、「実現される」——引用者）新しい社会状態に道を拓くために、フェルディナンド・ラッサールの計画にもとづいて、国家による生産協同組合の設立を要望する」という一文を継承したものである。

事の次第がそうだとすると、『ゴータ綱領』におけるマルクスの国家扶助にもとづく生産協同組合批判は、ラッサール・シュヴァイツァー派・ハーゼンクレーファー派だけでなく当のアイゼナハ派をも批判するものであつたのであり、とりわけリープクネヒトグループに的を当てたものであつたということになる。

それでは前掲のマルクスの批判はどのようなものであろうか。いま全文を通観して整理すると、三つの事項がそこで強調されているといえる。

第一は、「労働者が協同組合的生産の諸条件を社会的な規模で、さしあたり自国で国民的な規模でつくりだそうとすること」は、とりも直さず「彼が現在の生産諸条件を転覆することに努めることだけを意味」すること。

第二は、そうだとすると「総労働の社会主義的な組織」は、「社会の革命的な変化の過程」から「生ずる」ということ。

第三は、「現在の協同組合的諸団体は、政府からも、ブルジョアからも庇護されない、自主的な労働者の創造物であるかぎりでのみ、価値を有する」ということ、がそれである。

ところでこの第一の事項、第二の事項でいわれていることは何であろうか。

この第一の事項、第二の事項でいわれていることは、すでにみてきたように資本主義から協同社会主義への移行過程を明らかにした『ノーツ・トゥ・ザ・ピープル』の協同組合・協同組合3論説・国際労働者協会の『創立宣言』、「協同組合労働についての中央評議会代議員への指示」の戦略路線にほかならない。したがってマルクスは第1回目の『ノーツ・トゥ・ザ・ピープル』の協同組合・協同組合3論説で展開した戦略路線を、2回目には国際労働者協会の『創立宣言』、3回目には「協同組合労働についての中央評議会代議員への指示」、4回目には『ゴータ綱領批判』で語ったことになる。

それでは個々の検討に入っていこう。

まず第一の事項であるが、「労働者が協同組合的生産の諸条件を社会的な規模で、さしあたり自国で国民的な規模でつくりだそうとすること」というのは、協同組合・協同組合運動3論説にしたがえば、単一の国民的協同体をめざして父母生産協同組合がその剰余労働をもって子生産協同組合をつくり子生産協同組合が孫生産協同組合をつくる、あるいは最低必要資本量が大きい産業部門に進出する場合は父母生産協同組合と子生産協同組合がさらに大きな資本量が要求される場合は孫生産協同組合も剰余金を出し合って曾孫生産協同組合をつくるという労働者生産協同組合＝協同組合工場の拡大再生産の戦略路線を倦むことなく着実に実行することを意味している。

それではこのことはなぜ「現在の生産諸条件を転覆することにつとめることだけを意味」することになるのか。それは『共産党宣言』でいわれていたように「アソツィアツィオン＝労働者生産協同組合による革命的団結」は「ブルジョアジーの足元からブルジョアジーが生産して生産物を取得する基礎そのものを取り去り」、「何よりもまずブルジョアジー自身の墓掘り人をつくりだす」（前掲服部訳、70ページ）からであり、『創立宣言』の言によればそれは「議論ではなく行為によって」、次のこと、「すなわち、近代科学の要請におうじて大規模に営まれる生産は、働き手の階級を雇用する主人の階級がいなくてもやっつけていけるということ、労働手段は、それが果実を生み出すためには、働く人自身にたいする支配の手段、強奪の手段として独占さ

れるには及ばないということ、賃労働は、奴隷労働と同じように、また農奴の労働とも同じように、一時的な、下級の形態にすぎず、やがては、自発的な手、いそいそとした精神、喜びにみちた心で勤労にしたがう生産協同組合労働に席をゆずって消滅すべき運命にあるということ」(前掲『全集』第16巻、9ページ)を示現するからである。つまり端的にいえば「協同組合労働についての中央評議会代議員への指示」でいうように「労働者協同組合生産は現在の経済制度の土台を攻撃する」(同、194-195ページ)からである。

第二の事項に移ろう。まず「総労働の社会主義的組織」であるが、ゴータ綱領草案からの引用であるのでカッコが付されているが、実質的な内容としては一大労働者生産協同組合、すなわち、国民的規模で確立された協同組合的生産様式を意味しているといえる。

そしてこの協同組合的生産様式が「革命的な変化過程」から「生ずる」というのであるが、革命的な変化過程という以上、当然にもパリ・コミュンの歴史的教訓が考慮に入れられているはずであるから、そこには資本家が放棄した工場の撤収のみならず、ヴェジニエが提案した「独占者たちのあらゆる大作業場」の一時的国有化のもとでの生産協同組合の組織化と有償償還も想定されているとみなしうるのであろう。それと同時に信用基金の開設と生産協同組合への融資とその完全回収といった諸措置が含まれているとみなしてよいであろう。

第三の事項は、現在の協同組合的諸団体に関して自助原理 = 社会的自助の原理の徹底的貫徹が提唱されているが、そこでは国家が創設する生産協同組合はもとより国家扶助から生ずる生産協同組合、そしてこれに類比していえばブルジョアジーが創設する生産協同組合は論外としてブルジョアジーの援助から生ずる生産協同組合も否認される。つまり「政府からもブルジョアからも庇護されない、自主的な労働者の創造物であるかぎりでのみ、価値を有する」。

しかし、なぜ、これほどまで自助原理が高唱されなければならないのであろうか。それはそうでなければ労働者生産協同組合が旧型の生産関係・旧型の生産様式に対して自らを生命力・生存能力のある新しい型の生産関係・新しい型の生産様式としてこの世において立ち現われることができないからである。それであるから「自主的な労働者の創設物」であること、これこそがいかなる時、いかなる場合にあってても真の労働者生産協同組合の根本的特質、いわば生命線をなすものであり、そうであるがゆえに、そのアルファでありオメガなのである。

それではラッサールの国家扶助にもとづく労働者生産協同組合論にまといっていた労働全収益、賃金鉄則についてマルクスはどう批判しているであろうか。併せてこれについてもみておこう。

まず「労働全収益」であるが、マルクスは、こう設問する。

「『労働収益』(Arbeitsertrag)とはなにか？ 労働生産物のことか、それともその価値のことか？ そしてあとの場合であるとすれば、生産物の総価値のことか、それとも消費した生産手段の価値に労働が新たに付け加えた価値部分だけのことか？

『労働収益』とは、ラッサールがはっきりした経済学的な概念の代わりにもってきた曖昧な

観念である」(後藤, 前掲, 24ページ. MEGA /25, S. 12.)。

そこでマルクスは労働収益を労働生産物, 労働全収益を「社会的総生産物」と規定, 価値のタームでいえば価値生産物 ( $v+m$ ) ではなく生産物価値 ( $c+v+m$ ) と解して, ラッサールの労働全収益権論における分配問題の不明瞭性に対し正確な解答を与えている。

「さしあたり, 『労働収益』という言葉<sup>1</sup>を労働生産物の意味にとるならば, その場合, 協同組合的労働収益 (genossenschaftliche Arbeitsertrag) とは社会的総生産物<sup>2</sup>のことである。

さて, そこからつぎのものを控除しなければならない。

第一に, 消耗した生産手段を補うための補填資金。

第二に, 生産を拡大するための追加部分。

第三に, 事故, 自然災害による攪乱などにたいする予備基金または保険基金」(同, 25 26ページ. ebenda. S. 12.)。

以上が  $c$  = 不変資本に関連する控除で3つからなる。次いで  $v$  = 可変資本と  $m$  = 剰余価値のうち資本家の個人的消費に当てられる部分に相当する控除を3つに分ける。

「第一に, 直接に生産に属さない一般的な管理費用。[.....]

第二に, 学校, 衛生設備などのような, 諸欲求を共同で充たすために当てられる部分。[...]

第三に, 労働不能な者などのための, 要するに, こんにちのいわゆる公的な貧民救済に当たることのための基金。

ここでようやくわれわれは『分配』——綱領はラッサールの影響で偏狭にもそれしか眼中にいない——, すなわち, 協同組合の個々の生産者たちのあいだに分配される消費手段の部分 (Teil der Consumtionsmittel, der unter die individuellen Producenten der Genossenschaft vertheilt wird) にたどりつく。

『労働全収益』は, すでにこっそり『削減された労働収益』に変わってしまっている。私的個人としての資格において生産者から失われるものが, 社会の構成員としての資格において, 彼に, 直接または間接に十二分に返ってくるのではあるが」(同, 26 27ページ. ebenda. S. 12 13.)。

この後者の3つの部分は「消費手段の社会的貯え」(gesellschaftlichen Vorrath von Consumtionsmitteln) (同, 28ページ. ebenda. S. 14.) = 「社会的消費基金」(gesellschaftlichen Consumtions fond) (30ページ. ebenda. S. 15) と呼ばれるものであるが, 「私的個人としての資格において生産者から失われるものが, 社会の構成員としての資格において彼に直接または間接に十二分に返ってくる」部分である。したがってラッサールは「偏狭にも」労働収益・労働全収益と個人的消費手段の分配 = 「協同組合の個々の生産者たちのあいだに分配される消費手段の部分」の分配とを同一視しているのであるが, 両者は最初からイコールの関係にはないのである。

つぎに「賃金鉄則」であるが、これについては の全体をこれの批判に当てている。当該部分を掲げておこう。

「『[.....] ドイツ労働者党は [.....] 社会主義社会 (socialistische Gesellschaft) を、賃金鉄則 (ehernen Lohngesetz) とともに賃金制度の——およびあらゆる形態における搾取の廃止を、あらゆる社会的、政治的不平等の除去 (Beseitigung) をめざして努力する』[.....]。

つまりドイツ労働者党は、今後はラッサールの『賃金鉄則』を信じなければならないのだ!

この法則が見失われないように『賃金鉄則』とともに賃金制度〔賃労働制度と言うべきであった〕の廃止』について語るという、馬鹿げたことを犯している。賃労働を廃止するならば、『鉄の』であろうと海綿のであろうと、当然その法則をも廃止することになる。しかしラッサールの賃労働にたいする闘争は、ほとんど、このいわゆる法則だけを中心としていた。したがって、ラッサールの宗派が勝利したということを証明するために、『賃金鉄則』を抜かさずに、『賃金鉄則』とともに賃金制度』が廃止されなければならないのである<sup>7)</sup>。

7) マルクスは未来社会を社会主義と共産主義の二段階に区分することはしておらず、この二段階区分はレーニンが『国家と革命』においておこなったものであるという流説がみかけられるが、この流説には根拠がない。というのは一つは、マルクスはすでに『ノーツ・トゥ・ザ・ピープル』に協同組合・協同組合運動3論説の最後の第3論説「協同組合、それは何であり何をなすべきか」を掲載した直後の1851年11月29日付の『ノーツ・トゥ・ザ・ピープル』に掲載された「コシュートとは何者か (What Is Kossoth?)」という論説において「社会主義と共産主義を同一視」しているコシュートの階級的立場を批判しているからである。この点にかかわる関係箇所について拙稿「協同組合社会主義論の歴史的形成についての考察 (上) ——『チャーティスト運動綱領』と協同組合・協同組合運動論説を中心に——」(東京農業大学『オホーツク産業経営論集』, 第6巻第1号, 1995年)において訳出しておいた。念のため再掲する。

「1851 52年の時期、マルクスは、資本主義ののちにくる未来社会について『社会主義』と『共産主義』とを概念的に区別し、実質的に『社会主義』と『共産主義』の二つの発展局面論を提起している。すなわちジョーンズの署名ではあるが、マルクスの思想を表現したものと認められている『ノーツ・トゥ・ザ・ピープル』第31号 [1851年11月29日] の論説「コシュートとは何者か」[MEGA 1 / 11. S. 473 477.] において、コシュートがランカシアの大晩餐会での演説において「わたしは、ヨーロッパの国家は、現在、例えばフランスがそうであるように、三つの革命の実践的帰結を得るのに失敗している、とみている。三つのこうした失敗が60年以内には、人民に世界の将来を規制する新しい教義を身につけさせるというのは当然である。これらの教義は、ある人たちによっては共産主義、他の人たちによっては社会主義と呼ばれている。さて、わたしは共産主義は理解するが、社会主義は理解できない (...)。わたしの理解では、社会主義は、社会的秩序と所有の安全と矛盾する (...)」。「ヨーロッパにおいて避けられないつぎの革命」にさいして、わたしは「社会的秩序がその上に基礎づけられている諸原理」、なかんずく「個人的所有の安全という偉大な原理への直接的な反対者の立場をとらない」と述べたことに対して、マルクスは、社会主義と共産主義とは二つの発展局面を構成するものであることを前提にすえて、つぎのようにコシュートの階級的立場を特徴づけている。「コシュートもまた社会主義と共産主義とを同一視しようとする (Kossuth, too, tries to identify socialism with communism)。というのは、かれは、共産主義は世界の現在の段階では不可能であると認めているが、共産主義に反対しようとして巨大な力をもって起っている偏見のことを知っている。

周知のように、『賃金鉄則』のうちでラッサールに属するのは、ゲーテの『永遠の、鉄の、

かれは、社会主義が階級支配のアナキーへの死の一撃であること、それが秩序の真の保証であることを知っている。彼は、それが、平和、所有と生命の安全を意味することを知っている——のみならず、かれはまた、それが、独占、競争、高利貸、利潤あさり、そして賃金奴隷制の終焉を意味することを知っている。かれは、それが労働者に対する資本家の専制の滅亡を意味することも知っている (...).そして卑劣な吠え声と結んで、社会主義は、アナキーと所有の不安定性だと（かれは心の底ではすべて嘘であるのを知っているにもかかわらず）下劣な中傷に反響しているのだ。』（S. 475）。

しかし、ここでは、社会主義、共産主義の経済的構成要素、経済的基礎は何にもとめられなければならないかに関しては関説されていない」（同、13 14ページ）。

もう一つは、実はこの『ゴータ綱領批判』そのものにおいてマルクスの自身がこの二局面区分をおこなっているからである。すなわちマルクスは資本主義の後にくる社会構成体を「共産主義」と規定したのちに、社会主義と狭義の共産主義を区分しているからである。その証左が このこの引用文で、マルクスはここで『ゴータ綱領』の「賃金鉄則」とともに「賃金制度」を「廃止」する社会を「社会主義社会」とみなしている『ゴータ綱領』草案の文言に関して「賃金制度」ではなく「賃労働制度」の「廃止」というべきで、「賃労働」が「廃止」されればラッサールの『賃金鉄則』なるものは不要であると批判しているものの、「社会主義社会」という用語は受け入れ、「賃労働」を「廃止」した社会を「社会主義」と捉えている。しかし「賃労働」を「廃止」した社会とは、で既出の「資本主義社会から生まれたばかりの共産主義社会の第一局面」に相当する。したがってマルクス自身によっても「共産主義社会の第一局面」=「賃労働」を「廃止」した社会=社会主義と了解されていたことになる。そして では、この「資本主義から生まれたばかりの共産主義社会の第一局面」は「生産手段の共有を基礎とする協同組合的な社会」と特徴づけられていたのであるから、この社会主義はアソシエーション社会主義=ゲノッセンシャフト社会主義=協同組合社会主義にほかならない。

しかも『ゴータ綱領批判』の のマルサスの人口論にもとづく経済学者たちの社会主義による窮乏廃止不可能論を論駁した箇所「社会主義」語を用いているだけでなく、すでに において「社会主義的綱領というもの」(socialistisches Programm, 同、19ページ. MEGA /25, S. 9.), 「俗流社会主義」と区別された「『共産党宣言』とかつてのあらゆる社会主義」(Socialismus, 同、34ページ. ebenda. S. 17.) などと「社会主義」語を肯定的に用いている。そしてこの「社会主義」語の肯定的使用は、[ ]では「党にとって、社会主義的理念 (socialistischen Idee) がいかに皮膚一重の深さほどにも食い込んでいないか」(同、42ページ. ebenda. S. 21.), 「国家に対するラッサール宗派の臣民的信仰」と「民主主義的な奇蹟信仰」は「社会主義 (Socialismus) から同じくらいかけ離れた奇蹟信仰」(同、47 48ページ. ebenda. S. 24.) であること、「競争相手に対するねたみから普通の犯罪者が牛馬のように取り扱われることがないように望んでいること、また、とくに犯罪者たちの唯一の矯正手段である生産的労働を犯罪者たちから切り離すつもりではないことを明言すべきこと」が「社会主義者 (Socialisten) に期待してよいこと」など (同、50ページ. ebenda. S. 25.) の章句でもまぎれもなく示されている。

こうみえてくとドイツ社会民主主義派による『ゴータ綱領』での社会主義という概念は従来からのマルクスによる二局面区分を下敷きにして起草されたもので、マルクスはこの『ゴータ綱領』で始めて社会主義と共産主義の区分の理論的根拠を明示したものとみるべきであると考えられる。

なお、これまで社会主義と共産主義との二段階区分という言い方をされてきたが、原文ではファーゼ (phase) が使われている。従来、シュテュフェ (Stufe) が「段階」、ファーゼが「局面」と訳分けられてきた慣例からすれば社会主義と共産主義との区分は「局面」なのであり、これまで『ゴータ綱領』の邦訳では「ファーゼ」を「段階」と訳しているが、社会主義と共産主義とが万里の長城のように画然と分界されているものでないという意を表わすためには「局面」のほうが適切であると考えられる。

大法則』から借りてきた『鉄の』という言葉以外にはなにもない。鉄のという言葉は、ラッサールの\*しるしであり、それで正統信者たちは自分たちを識別するのである。だが、もしこの法則をラッサールの刻印付きで、したがってラッサールの意味で受け入れるとすれば、ラッサールの論拠つきでも、この法則を受け入れなければならない。ではその論拠とは何か？ ランゲがすでにラッサールの死後まもなく示したように（ランゲ自身が説教した）、マルサスの人口論である。しかし、もし、この理論が正しいならば、賃労働を百回廃止するとしても、この法則を廃止することなどではしない。なぜなら、この法則は、この場合には、賃労働制度ばかりでなく、すべての社会体制を支配するからである。まさしくこの理論にもとづいて、50年以上も前から、経済学者たちは、社会主義（Socialismus）は自然に根拠のある窮乏を廃止できないということ、それをただ一般化し、社会の全面に等しく\*\*分配することができるだけであるということを論証してきたのだ！

\* 『ノイエ・ツァイト』版では、『ラッサールの』が『一種の』となっている。

\*\* 『ノイエ・ツァイト』版では、『等しく』が『同時に』となっている。

しかしこうしたことのすべては、主要な問題ではない。この法則についてのラッサールの誤った理解をまったく度外視しても、真にけしからぬ退歩は、以下の点にある。

ラッサールの死後、わが党内で、つぎのような科学的洞察が地歩を築き上げてきた。

すなわち、労賃は、そうであるように見えるもの、つまり、労働の価値または労働の価格ではなく、労働力の価値、または労働力の価格のおおい隠された形態にすぎない、という洞察である。それとともに、労賃に関するこれまでのいっさいのブルジョア的見解、ならびに、この見解に対するこれまでのいっさいの批判が、最終的にくつがえされ、以下のことが明らかにされた。すなわち、賃金労働者は、ある時間無償で資本家のために（したがって剰余価値にたかる資本家の伴食者のために）働くかぎりでのみ、自分自身の生活のために働くこと、つまり生きることを許されるということ、全資本主義的生産体制の中心問題は、労働日の延長によって、あるいは生産性の発展\*、労働力のより大きな緊張などによって、この無償労働を長くすることにあるということ、したがって、賃労働制度は一つの奴隷制度であり、しかも、労働者が多い支払いを受けようとも少ない支払いを受けようとも、労働の社会的生産諸力が発展するにつれて、ますます過酷となる奴隷制度であるということ、これらのことが明らかにされたのである。そして、こうした洞察がわが党のあいだでいよいよ地歩を築き上げたあとで、ラッサールが労賃の何であるかを知らず、ブルジョア経済学者たちに追従して、外見を事物の本質とみなしたということがいまでは知られているはずであるのに、ラッサールの教条に逆もどりするのである。

\* 『ノイエ・ツァイト』版では、『または』という語がはいっている。

それはあたかも、ついに奴隷制の秘密を見破って反乱に立ち上がった奴隷たちのあいだで、一人の、時代遅れの観念にとらわれた奴隷が、反乱の綱領に、つぎのように書くようなもので

ある。奴隷制は廃棄されなければならない。なぜなら、奴隷制のもとでは、奴隷の給養は、一定の低い限界を越えることはありえないから！ と。

わが党の代表者たちが、党員大衆に広がった洞察に対するこんなまったく言語道断な封殺の企てを犯すことができたというあからさまな事実は、それだけで、どんなふらちな軽率さとどんな不誠実さと\*で、彼らが妥協綱領の作成の仕事にあたったかを証明していないであろうか？

\* 『ノイエ・ツァイト』版では、『ふらちな』と『どんな不誠実さ』という語は点線におきかえられている。

『あらゆる社会的および政治的不平等の除去』という、この節の曖昧な結びの句の代わりに、階級的差異の廃止とともに、それに起因するあらゆる社会的および政治的不平等はおのずから消滅する (verschwindet), というべきであった」(同, 36-39ページ, ebenda, S. 18-19.)。

みられるようにマルクスは、ここで4点にわたる批判点を提起している。

その一つは、「賃金鉄則の廃止」より「賃労働制度の廃止」のほうが根源的であって、後者が廃止されれば、前者も当然、廃止される。したがってまず語るべきは「賃労働の廃止」であって「賃金鉄則の廃止」ではないこと。

その二は、ラッサールはマルサスの『人口論』の人口法則を論拠にして賃金鉄則の不可避性を説いているが、それに依拠するならば社会主義不可能論に陥ること。というのは、食糧は算術級数的に増加しないが、人口は幾何級数的に増加するという、人間界ではなく動物界にのみ当てはまる自然法則の人口法則に依拠し、それが「すべての社会体制を支配する」とするならば、社会主義は、当然、労働者の食糧を窮乏そのものである飢餓賃金 = 生理的賃金のもとにある以上に保証するのであるから、労働人口の供給と需要の関係において家族数の増大から労働力人口の需要以上にその供給が増加し、かくて労働者はふたたび飢餓賃金 = 生理的賃金ないしそれ以下に陥り、社会主義がめざした労働者の生活保障は無に帰するがゆえに「自然に根拠のある窮乏」を廃止できないばかりか窮乏を「一般化」し、社会の全面に「配分」するだけであるという反論に対抗できないからである。

その三は、労働と労働力の区別に立つならば、労賃は「労働の価値」・「労働の価格」ではなく労働力の価値・労働力の価格のおおい隠された仮象形態にすぎないという科学的洞察がひとたび地歩を築き上くならば、一日の労働は必須労働・支払労働と剰余労働・不払労働とからなっているが、賃労働制度のもとでは労働者は剰余価値の形態をとる剰余労働・不払労働を生み出さなければ生きることが許されないこと、くわえて全資本主義的体制の中心問題は、労働日の延長による絶対的剰余価値の生産のもとでも、労働の生産力の発展および労働強度の上昇という相対的剰余価値の生産のもとでも不払労働を大きくし剰余価値率を高めることにあること、この二重の意味において奴隷制度であることが認識される。

とりわけ労働の生産力が発展するもとでは使用価値からすれば消費手段が低廉化するので物質的にはそこそこ豊かになりうるとしても価値からすれば必須労働は減少しているので賃金が

多く支払われる場合でも減少した必須労働部分が若干の増加するにすぎず、それ以上に剰余労働部分が増加するのであってみれば、奴隷制度としては「ますます過酷となる」こと、いつまでたっても「真の豊かさ」にはとうてい到達できないことが導き出される。したがって賃金奴隷にとって中心問題であるのは「奴隷の給養は一定の低い限界を越えることはありえない」ことにあるのではなく賃労働制度が奴隷制度であることにある。

それゆえ労働者生産協同組合との関連でいえば、ラッサールは「賃金鉄則の廃止」ということから協同組合の必要性を説いているが、「賃労働制度の廃止」ということから協同組合の必要性を説くことが獲得された科学的洞察に適うことになる。

これらのことはすでに『賃金・価格・利潤』、『資本論』第 部の剰余価値論（第3篇「絶対的剰余価値の生産」、第4篇「相対的剰余価値の生産」、第5篇「絶対的および相対的剰余価値の生産」）、賃論（第6篇「賃金」）、資本蓄積論（第7篇「資本の蓄積過程」）において明らかにされているがゆえに、『ゴータ綱領』の起草に名をつらねたリープクネヒト、ガイブおよびこれを擁護する党幹部にとっても「ラッサールが賃金の何であるかを知らず、ブルジョア経済学者たちに追従して、外見を事物の本質とみなしたということがいまでは知られているはず」であるにもかかわらず「ラッサールの教条に逆もどりする」のは「真にけしからめ退歩」にほかならないということになる。

第四は、第一、第二、第三の批判点を踏まえて、「あらゆる社会的および政治的不平等の除去」という自然法的正義の臭味のある規定の代わりに「階級的差異の廃止とともにそれに起因するあらゆる社会的および政治的不平等はおのずから消滅する」というべきという規定によってなしうことは階級的差異にもとづく不平等であるという限定と社会主義のもとでのそうした不平等消滅の経済的必然性の強調にみちびくことになっている点である。

それではゴータの統一大会における綱領審議において何が変更されたであろうか。賃金鉄則にかかわる部分では「賃金鉄則とともに賃金制度の廃止」の部分で「賃労働制度の廃止による賃金鉄則の打破」に変えられたが、「賃金鉄則」の用語は残り、「労働収益」の用語も残ることとなる。そしてここで取り上げた箇所のうち国家扶助による生産協同組合の部分ではアイゼナハ派のココスキーの提案で「国家扶助によって生産協同組合を設立すること」という文言の生産協同組合に「社会主義的」が付加され、「国家扶助によって社会主義的生産協同組合を設立すること」（後藤、前掲、76 77ページ）と改められるにとどまったのである。

すなわちラッサールの用語「賃金鉄則」も「労働収益」も残り、「国家扶助によって社会主義的生産協同組合を設立すること」という定式が与えられることになったのである。

しかし、マルクスからすれば「国家扶助による生産協同組合」とは「自主的な労働者の創造物」ではないから無価値のものであり、何ら社会主義を構成するものではない。したがって国家扶助による社会主義的生産協同組合というものは自家撞着であって「社会主義的」という冠語は冗句以外の何物でもないことになる。

そこでこのような妥協綱領が採択されたということは、1875年当時、マルクスの社会主義——アソシエーション社会主義 = ゲノッセンシャフトリッヒ社会主義 = 協同組合社会主義をラッサル派はいうまでもなく、マルクス派とされていたアイゼナハ派の党幹部もほとんどまったくといってよいほど理解していなかったことを暴露したものである。

#### 4 フランス労働党綱領前文の意味するもの

1877年5月、フランス大統領マクマオンが共和派の首相ジュール・シモンを罷免し、共和派が多数を占めていた下院を解散するという反共和主義的クーデターをおこなったが、10月の選挙でふたたび共和派が圧倒的に勝利し議会制共和国が最終的に確立、つづく11月の選挙でも農民の大多数がボナパルティズムに背を向け共和派になったことを示すという情勢の変化のなかで、パリ・コミューンの出血で弱体化したフランスの労働者階級の力は労働者党を結成する基盤が成熟するまでに回復し、1879年、マルセイユの社会主義者大会でゲードとラファルグに率いられたフランス労働党が創立される。

翌1880年4月前半、マルクスはフランス労働党のために「社会革命を準備するために社会主義的民主主義派がとりあげる最初の仕事」としてかつてフランスの諸政府がくわだてなかった「労働者階級の状態についての真剣な調査」（「アンケートまえがき」『全集』第19巻注解（150）、596ページ）をおこなうため「労働者へのアンケート」（Questionnaire for Workers）を作成する<sup>8)</sup>。この全4部101項目からなるアンケートは英文から仏文に翻訳されて同年4月20日付の『ルヴェ・ソシアリスト』に発表され別刷として2万5000部が配布されたが、このうちの「16」と「17」には労働者協同組合とパートナーシップ（利潤分配制）への設問がたてられている。いま、設問そのものを掲記すると、以下の通りである。

「16 あなたの産業部門には労働者の協同組合企業（working men's co-operative enterprises）がありますか？ それはどういうふうに関（manage）されていますか？ 協同組合も資本家がやるのと同じように外部の労働者を賃金で雇っていますか？

17 あなたの職業には、工員の報酬の一部は賃金という名称で、他の一部は雇主の利潤からのいわゆる分け前として支払われる工場がありますか？ こういう工員の総所得をこのいわゆ

8) 『マルクス・エンゲルス全集』の第16巻（1966年）、第17巻（1966年）、第18巻（1967年）、第19巻（1968年）の刊行をふまえて第1インターナショナルにおけるマルクスによる労働者自身の手による労働者階級の状態の統計的調査の実行にかかわる取り組みを系統的に追求するとともに、1878年の「労働者のアンケート」の101にのぼる設問が書き入れをすすめるにつれて労働者が即時的階級意識から対自的階級意識へと目覚めうる構造をもっていることを明らかにし「科学的社会主義の定礎者の巨匠的巧妙さのすぐれた実例」（89ページ）と評したものに美馬孝人「マルクスの労働者調査について」（北海学園大学『経済論集』第26巻第3号、1978年）がある。ただしマルクスの科学的社会主義の「すぐれた実例」がレーニン、スターリンに「ひきつがれた」（同）とする氏の判断は首肯できない。

る<sup>パートナーシップ</sup>利潤参加制度 (so-called partnership) の存在しない工場の他の工員の総所得と比べてください。この制度のもとで生活している労働者の契約上の義務を言ってください。彼らはストライキ等に参加することが許されているかどうか、彼らの主人の従順な『臣下』であることしか許可されていないかどうか言ってください」(『全集』第19巻, 233-234ページ, MEGA /25, S. 206-207.)。

みられるように、ここにはマルクスの眼光の鋭さが如何なく表出されている。すなわち労働者協同組合については、(1) その経営の仕方=マネジメントと(2) 組合員外の外部雇用者の有無、パートナーシップについては(1) パートナーシップを採用している工場と採用していない工場との総所得の比較、(2) パートナーシップ採用工場の労働契約上の義務、そのうちでもストライキ等への参加の是非、家父長制的支配の存否といったこの二つの制度についての核心にふれる点への回答を求めるものとなっていることがみてとれる。

マルクスのフランス労働党への直接的協力はこれに限らず、同年5月、ゲードがロンドンに来て、マルクス、エンゲルスにラファルグが加わってフランス労働党の選挙綱領が起草されることになるが、そのうちの理論的な部分=綱領前文はマルクスがゲードに口述してなったものである。

この前文はマルクスが1880年11月5日付のゾルゲへの手紙で「数行で共産主義の目標 (kommunistische Ziel) を定義している」(『全集』第34巻, 393ページ) と報じているが、エンゲルスも1881年10月25日付のベルンシュタインへの手紙においてこの前文をエンゲルス自身が要約したのち「説得的な、数語で大衆に説明できる論証の傑作」と評している。ちなみにベルンシュタインへの手紙の当該箇所は以下のようなものである。

「フランス労働党の綱領草案を作成することが、問題になったときに、ゲードは当地へやってきました。マルクスは、ここの私の部屋で、私とラファルグが居合わせるなかで、彼にそれの前文を口述筆記させました。労働者は、その労働手段の占有者 (besitzer) となるときのみ、自由となる——これは、個人的形態あるいは集団的形態ととることができる——個人的占有形態 (individuelle Besitzform) は経済的發展によって廃除され、日ごとにますますそうなる——したがって共同占有 (gemeinsamen Besitzes) の形態だけが残る、など。——これは、説得的な、数語で大衆に説明できる論証の傑作で、私がほとんど出会ったことのないような、私自身、その簡潔な言い回しにびっくりしたほどのものでした」(『全集』第35巻, 194ページ)。

それでは綱領前文そのものをみてみよう。

「生産階級の解放は、性や人種の差別なしに、すべての人間の解放であること、生産者は生産手段を占有 (possession) する場合には、はじめて自由でありうること、生産手段が生産者に所属することのできる形態は、次の2つしかないこと、

1. 個人的形態 (forme individuelle) —— この形態は普遍的な現象であったことは一度もなく、また工業の進歩によってますます廃除されつつある、

2. 集団的形態 (forme collective) — この形態の物質的および知的な諸要素 (elements materiels et intellectuels) は、資本主義社会そのものの発展によってつくりだされていく、以上のことを考慮し、また

このような集団的領有 (appropriation collective) は、独立の政党に組織された生産階級 — すなわちプロレタリアート — の革命的行動からのみ、もっぱら生まれうること、

このような組織の達成をめざして、普通選挙権をもふくめて、プロレタリアートの自由になるあらゆる手段で努力しなければならないこと、このことによって、普通選挙権は、これまでのような欺瞞の用具ではなくなって、解放の用具に転化すること、

以上のことを考慮して、

フランスの社会主義労働者は、経済の部面ではすべての生産手段を集団 (collectivite) に返還 (return) させることを目標 (but) として努力する一方、組織化および闘争の手段として、次の最小限綱領をもって選挙に参加することを決定した (『全集』第19巻, 234-235ページ, MEGA /25, S. 208.)。

この綱領前文における共産主義の目標への歴史的必然性論のうち、「個人的占有形態」については『共産党宣言』の「プロレタリアと共産主義者」において「個人的に獲得した、自ら労働して得た所有」である「ブルジョア的所有に先行した小ブルジョア的所有・小農民的所有」に関して「産業の発展がそれを廃止したし、日々に廃止している」(服部訳, 73ページ) というパラフレーズ、および『フランス語版資本論』第 部第 7 篇第 8 篇第 32 章「資本主義的蓄積の歴史的傾向」における小経営制度論を下敷きに行っていることは明らかである。いまフランス語版から、顕著な関連箇所というべき部分を引用しておく、以下の通りである。

「資本の本源的蓄積の根底に、資本の歴史的発生の根底に横たわっているものは、直接的生産者の収奪、すなわち、占有者 (possesseur) の自己労働にもとづく所有 (propriete) の解体である。

私的所有が集団的所有 (propriete collective) の対立物として存在するのは、労働手段とその他の外的な労働条件が私人に属する場合にかぎる。しかし、この私人が労働者であるかそうでないかにしたがって、私的所有は様相を変える。(.....)

労働者が自分の生産活動の手段を私的に所有していることは、農業または工業の小経営の必然的帰結であって、この小経営は、社会的生産の苗床、すなわち、労働者の手の熟練や工夫の才や自由な個性が練り上げられる学校なのである。(.....)

自分の計算で仕事をする小独立生産者のこういった経営制度は、土地の細分とその他の生産手段の分散とを前提とする。それは、生産手段の集中を排除するのと同様に、大規模な協業、工場や耕地での分業、機械の使用、自然にたいする人間の知的支配、労働の社会的諸力の自由な発展、集団的活動の目的と手段と努力における協調と統一をも排除する。それは、生産および社会の狭く限られた状態としか両立することができない。(.....)

自己労働にもとづく私的所有、個々ばらばらの自立した労働者を労働の外的条件にいわば溶接するこの所有は、他人の労働の搾取、すなわち賃金制度にもとづく資本主義的私的所有に取って換えられることになる。」(江夏美千穂/上杉聰彦訳、『フランス語資本論』下巻、法政大学出版社、455-456ページ)。

つぎに「集团的占有形態」であるが、注目されるのは、「集团的占有形態の物質的および知的な諸要素は、資本主義そのものの発展によって作りだされていく」とされていること、すなわち資本主義のもと、その発展の内部において作りだされていくとみなしている点である。しかしこの資本主義社会そのものの発展による集团的占有形態の物質的および知的要素の創出ということは、同じ『フランス語版資本論』第4部第4篇第15章第9節「工場立法」の結尾において語られていたことでもある。

「工場法の一般化は、労働者階級を肉体的にも精神的にも保護するために不可欠なものになったが、同時に、すでに指摘したように、孤立した、分散的な、小規模で営まれる労働の社会的に組織され大規模に結合された労働への変態を、したがってまた資本の集積と工場の専制制度を、促進するのである。(……)

それは、小経営の家内労働を押しつぶすと同時に、日々に過剰になった一群の労働者の最後の避難所を取り払い、また、このこと自体によって社会機構全体の安全弁を取り払う。それは、生産の物質的諸条件および社会的結合 (les conditions matérielles et les combinaisons sociales de la production) とともに、その資本主義的形態の矛盾と敵対をも発展させると同時に、新社会形成の諸要素 (elements de formation d'une société nouvelle) とともに、旧社会の破壊的諸力をも発展させる<sup>(242)</sup>。

(242) ロバート・オウエンは、協同組合工場と協同組合売店 (des fabriques et des boutiques coopérative) の父ではあるが、すでに指摘したように、これらの孤立的な変革要素 (elements de transformation) の射程について自分の模倣者が抱いていた幻想を、けっして分ちもっていなかったのであって、彼は、工場制度をたんに自分の試みの出発点と見なすだけでなく、さらに、工場制度こそが理論的にも社会革命の出発点である、と声明した(同、146-147ページ)。

すなわち労働の社会化 孤立した、分散的な、小規模で営まれる労働の社会的に組織され大規模に結合された労働への変態<sup>メタモルフォーゼ</sup>と「資本の集積と工場の専制制度」のもとで「生産物の物質的諸条件および社会的結合」の発展が、「新社会形成の諸要素」を発展させる。同時に生産の物質的諸条件および社会的結合がとる「資本主義的形態の矛盾と敵対」の発展が「旧社会の破壊的諸力」を発展させるというのである。

そしてこの一文に付された(注242)において「新社会形態の諸要素」が「変革諸要素」と捉えられ、ロバート・オウエンの協同組合的工場と協同組合売店とがそのようなものと規定されている。

1868年のブリッセル大会における「土地所有の問題についての決議」に現われている認識によれば土地の集团的所有のもとで労働者協同組合が組織されることが当然視され、『バクーニ

ンノート』においても土地の集団的所有のもとでその土地の経営に関しては労働者協同組合に委ねられるとしていたことからすれば、この綱領前文における生産手段の集団的占有においてもその集団的占有の主体は労働者生産協同組合が予定されているといってもいわれなき予断とはいえないであろう。

このことと関連して、この綱領前文の最後に共産主義の目標を「すべての生産手段を集団に返還させること」と規定しているが、この返還論も『フランス語版資本論』第7篇第24章第1節「累進的規模での再生産——どのようにして、商品生産の所有権は資本主義的領有権になるか」において商品生産の交換法則＝価値法則が守られていても再生産の繰り返しのなかで領有様式が「弁証法的な転倒」を遂げることを明らかにし、「どの前貸資本も、不断に増水する蓄積の大河のなかに一滴として消え去っていく」（前掲、江夏ノ上杉訳、下巻、240ページ）のであってみれば——生産手段の領有を無償でおこなうが、有償でおこなうかの選択肢にかかわる戦術的判断の問題はあるとしても——正当な権源をもつものといえよう。

なお、ここで集団的占有といわれていて集団的所有と表現されていないのは、『フランス語版資本論』の「資本主義的蓄積の歴史的傾向」の冒頭に「占有者の自己労働にもとづく所有」という表現にみられるように、マルクスにあっては、生産手段＝労働諸条件の実質的・実効的支配を意味する「占有」のほうが、その法的形態を示す「所有」より、より根源的な意味・意義をもつとされていたことによると考えてよいであろう。

したがってこの「綱領前文」の歴史的必然性論は理論的に既知であるものの定式化であるが、エンゲルスがいうようにそれは「説得的な、数語で大衆に説明できる論証の傑作」になっている。では、なぜ、そうした卓越した説明力をもっているのか。その一つは占有問題の定式化において「個人的 vs 集団的」の対比を取っていて「私的 vs 社会的」の対比を取っていないことである。というのは「私的 vs 社会的」の対比であると、必然的に「私的」について小商品生産者の私的所有と資本主義的私有所有との私的所有の二つの形態の説明を施さなければならず、「個人的 vs 集団的」より進んだ理解力を求めることになるからである。

その二は、その論証がきわめてシンプルな選言的三段論法の構成をとっていることである。すなわち「生産者は生産手段を占有する場合に、はじめて自由であること」（大前提）、「生産手段が生産者に所属することのできる形態は、次の2つしかないこと、1. 個人的形態、2. 集団的形態」（選言的小前提）、「プロレタリアートの革命的行動による生産手段の集団的領有」（結論）と整理できる形式であることである。

## 5 「ヴェ・イ・ザスリッチへの手紙」のロシア社会再生論

さて、顧みれば、マルクスは1864年の『国際労働者協会創立宣言』において協同組合運動、とくに「外部の援助を受けずに自立で創立した協同組合工場」は「近代科学の要請に応じて大

規模に営まれる生産は、働き手の階級を雇用する主人の階級がいなくてもやっていけること」を示したとし、1867年の「協同組合労働についての中央評議会代議員への指示」においても協同組合運動は資本主義社会を「自由で平等な生産者の協同組合連合体 (association) という福祉をもたらす共和的制度と置き変えることが可能だということを実地に証明」したと述べ、1871年の『フランスにおける内乱』においても「協同組合諸団体の連合体が一つの共同計画にもとづいて全国を生産を調整しそれを自分の統制のもとにおく」ならば、それこそ「可能な共産主義」であると喝破し、1872年の「土地の国有化」についてもその結語を「合理的な共同計画に従って意識的に行動する、自由で平等な生産者たちの諸協同組合 (association) によって構成される社会」こそ「19世紀の偉大な経済的運動がめざしている目標である」と記したが、このアソシエーション社会主義 = 協同組合社会主義認識はマルクスの最晩年である1881年2月末から3月初までに執筆された「ヴェ・イ・ザスリッチの手紙への回答の下書き」の第二草稿についても「ヨーロッパ・アメリカの諸国民の唯一つの願望」という言い回しで改めて確認されている<sup>9)</sup>。

「資本主義的生産が最大の飛躍をとげたヨーロッパおよびアメリカの諸国民のただ一つの願望は、協同組合的生産 (production cooperative) をもって資本主義的生産に置き換え、原始的な型の所有のより高次な形態、すなわち 集団的 共産主義的所有 (propriete communiste) をもって資本主義的所有に置き換えることによって、おのが鉄鎖を打ち砕くことにほかならない」(『全集』第19巻、401ページ。 部分は抹消異文、以下、同じ。MEGA /25, S. 232.)。

すなわち、その「願望」とは資本主義的生産を「協同組合的生産」をもって置き換えることであり、そのことはとりも直さず、資本主義的所有を原始的な型の所有のより高次な形態である「共産主義的所有」に置き換えることであるとされている。より端的に言えば協同組合的生産こそが現代的共産主義的所有の源泉であるとともに共産主義的所有が協同組合の基礎となるとされているといえる。

そこでこうした認識にたったうえで、マルクスは1881年2月16日付のヴェ・イ・ザスリッチ

9) 『マルクス・コメンタール』(現代の理論社、1973年)所収の福富正実論文「ヴェ・イ・ザスリッチの手紙への回答およびその下書き」への「コメント」で日南田静真氏は「『<sup>コミュニクス・アグリコール</sup>農耕共同体。なるタームの用いられ方」(231ページ)など、4点の論拠をもって「草稿の書かれた順序は、現行の『第一草稿』(以下『第一』と略称)『第二』『第三』『第四』でなく『第二』『第一』『第三』『第四』の順であっただろう」(230ページ)とされている。これについて福富氏は「リブライ」において「下書きの執筆順序にかんする文献学的再検討」にもとづく「日南田新説の画期的な意義を認めないわけにはいかない。筆者は全面的に賛成する」(248ページ)と受認されている。なお和田春樹氏も『マルクス・エンゲルスと革命ロシア』(勁草書房、1975年)において「私もテキストについて検討した結果、日南田氏の主張が正しいとの結論に達した。文章上も『第一草稿』と『第三草稿』は同一の部分をいくつか含んでいて連続性があるのに、『第二草稿』は文章上、どちらとも異なっているのである」(175ページ)と述べ、日南田説を支持されている。

拙稿も日南田説にしたがって論述を進めることにする。

からマルクスへの手紙での「わが国の農村共同体のありうべき運命に関する、また世界のすべての国が資本主義的生産のすべての段階を通過することが歴史的に必然的であるという理論について」どう考えたらよいかという問いかけ（林直道「資料 ヴェラ・ザスリッチのマルクスへの手紙」大阪市立大学『経済学雑誌』第67巻第1号、1972年、40ページ）に対し、近代的農村共同体の発展の理論的可能性を肯定する解答、すなわち農村共同体は歴史によって没落すべき運命にあるのではないし、資本主義的生産のすべての段階を通過することもなく、非資本主義的發展の道は可能であるという解答を導いている。だが、この道行きに至るまでには若干の前史がある<sup>10)</sup>。というのはマルクスは1877年、オテーチェストヴェンヌイエ・ザピスキ（祖国雑記）10月号に掲載されたミハイロフスキーの「ジュコフスキー氏に裁かれたカール・マルクス」論文への返答として1877年11月頃に執筆した「『オテーチェストヴェンヌイエ・ザピスキ』（祖国雑記）編集部への手紙」においてロシアにおける非資本主義的發展の道は可能であるという解答、それについての最後の言葉に留保しているからである。

すなわちこの手紙の（一）においてマルクスはこう述べているからである。

「『資本論』ドイツ語第二版のあとがき（……）のなかで、私は、ある『ロシアの偉大な学者で批評家』[エヌ・ゲ・チェルヌィシェフスキー]について、彼にふさわしい深い敬意をはらいながら語っています。この人物は、その注目すべき諸論文において次のような問題を論じています。すなわち、ロシアは、その自由主義的経済学者が望んでいるように、農村共同体を破壊することから始めて、その後には資本主義制度に移行しなければならないのか、それとも逆に、ロシアは、この資本主義制度の苦しみを味わうことなしに、自己の固有な歴史的諸与件を發展させていくことによって、資本主義制度の全成果をわがものにすることができるのか、と。彼は、後者の解決方向に賛意を表明しています。だから、わが尊敬すべき批評者（ミハイロフスキー 引用者）が、この『ロシアの偉大な学者で批評家』に対する私の敬意から、この問題について私は彼[チェルヌィシェフスキー]の見解に同意しているのだという結論を引き出したとしても、それは、『美文家』の汎スラヴ主義者に対する私の論争文から、私が右の見解を拒否しているのだという結論を引き出すのと、すくなくとも同程度に根拠のあることだったのでありましょう」（『全集』第19巻、115ページ）。

ちなみに「『資本論』ドイツ語第2版のあとがき」で、マルクスは「J. S. ミルの無力な折衷主義」に対するチェルヌィシェフスキーの反批判を高く評価して、以下のように述べている。

「大陸における1848年の革命はイギリスにもはね返ってきた。科学的意義をなお自負し、支

---

10) ジュコフスキーとミハイロフスキー論争、および「『祖国雑記』編集部への手紙」と「ヴェ・イ・ザスリッチへの手紙」との関連把握については和田春樹『マルクス・エンゲルスと革命ロシア』（勁草書房、1975年）第2章3「祖国雑記編集部あての手紙」参照。

なお『全集』第19巻の「『オテーチェストヴェンヌイエ・ザピスキ』編集部への手紙」の訳者は平田清明氏であるが、引用文は和田氏の指摘にしたがって訂正してある。

配階級のたんなる詭弁家や追従者以上のものになろうとした人びとは、資本の経済学をプロレタリアートのいまやもう無視しえない諸要求と調和させようとした。そこで、ジョン・スチュアート・ミルによってもっともよく代表されているような、無気力な折衷主義が現われたのである。これは『ブルジョア』経済学の破産宣告であって、それは、ロシアの偉大な学者で批評家である N. チェルヌシシェフスキーがその著作『ミルによる経済学概説』[副島種典訳『「J. S. ミル経済学原理」への評解』、上・下、岩波書店]のなかでみごとに解明しているところである』（『資本論』 a, 20ページ）。

つぎに上記の引用文における「『美文家』の汎スラヴ主義者に対する私の論争文」というのは、この引用文の前で「『資本論』ドイツ語初版の補論に印刷されている「ロシア人『美文家』(ア・イ・ゲルツェン)に対する論争ふうの文言」(同, 114ページ)と言われているように『資本論』初版の「第1部の脚注への補遺」の(a)「第6章第1節の結語」にある「ヨーロッパ大陸で(……)人間種族を損壊する資本主義的生産の影響が、従来どおり国軍、国債、租税、洗練された用兵等々の規模の競争と手をたずさえて発展するならば、半ロシア人で、しかもまったくのモスクワ人のゲルツェン(ついでにいえば、この美文学者は、『ロシアの』共産主義に関するその発見を、ロシアではなく、プロイセン参事官ハックストハウゼンの著書のなかでおこなった)があれば真剣に予言した革鞭とカルムイク人の血液の強制的注入とによるヨーロッパの若返らせが、結局、避けられなくなるであろう」(『初版 資本論』江夏美千穂訳、幻燈社書店、880ページ。ただし江夏氏は「ゲルツェン」(Herzen)を「魂」と誤訳しているので、文意不明の訳文になっている)という一文である。

したがって、マルクスはここで擲諭のニュアンスを込めてではあるが、ミハイロフスキーが『資本論』第2版におけるチェルヌシシェフスキーへの肯定的言及からマルクスがチェルヌシシェフスキーの見解に賛意を表しているということも、『資本論』初版におけるゲルツェンへの否定的言及から、チェルヌシシェフスキーの見解を否認しているということも同程度に根拠のあることであるとしているのである。

では、この時点でのマルクス自身の結論はどうか。

「最後に、私は、『なににせよ推測に』まかせたまま残しておきたくないで、率直に述べましょう。事情についての十分な知識をもってロシアの経済的發展を判断できるように、私はロシア語を学び、その後長年にわたって、この問題に関係のある政府刊行物や他の刊行物を研究してきました。私が到達した結論は、次のとおりです。もしもロシアが1861年以来歩んできた道を今後歩みつづけるならば、ロシアは、歴史がこれまでに一国民に提供した最良の機会を失ってしまい、資本主義制度の宿命的な有為転変のすべてにさらされることになるであろう、ということ、これでありませう」(同, 115 116ページ)。

これは一見「自由主義的経済学者が望んでいる」ような結論に左祖しているかに見えるが「1861年の農奴解放以来歩んできた道を今後歩み続けるならば」と条件付きである点で大き

く異なっている。それゆえ、この手紙の(二)では、マルクスを普遍的歴史哲学の信奉者であるかのように取り扱うミハイロフスキーに対してマルクスは抗議する。

「本源的蓄積に関する章は、西ヨーロッパにおいて資本主義的経済秩序が封建的経済秩序の胎内から生まれでてきたその道をあとづけようとしてだけするものであります。[……]

ところで、わが批判者は、この歴史的な素描をロシアに対してどのように適用することができたでしょうか？ ただ次のようにです。もしロシアが西ヨーロッパ諸国民にならって資本主義的国民になることをめざすならば——近年、ロシアはこの方向をめざして多大の労苦をはらってきたのだが——、ロシアは、あらかじめ農民の大部分をプロレタリアに転化することなしにはそれに成功しないであろうし、ついで資本主義制度のふところにひとたび引きこまれるや、他の聖ならざる諸民族と同様に資本主義制度の無慈悲な諸法則に服従させられるであろうということ、ただこれだけであります。しかし、これでは、わが批判者にとっては足りないのです。西ヨーロッパでの資本主義の創生に関する私の歴史的素描を、社会的労働の生産力の最大の飛躍によって人間のもっとも全面的な発展を確保するような経済的構<sup>フォルマシオン</sup>成に最後に到達するために、あらゆる民族が、いかなる歴史的状況のもとにおかれていようとも不可避に通らなければならない普通の発展過程の歴史哲学的理論に転化することが、彼には絶対に必要なのです。しかし、そんなことは願いさげにしたいものです（それは、私にとってあまりにも大きな名誉であると同時に、またあまりにも大きな恥辱というものです）」(同、116-117ページ)。

そこで如上の経緯を知るとき、「ザスリッチへの手紙草稿」は、1877年の『オテーチェストヴァンヌイエ・ザピスキ』（『祖国雑記』編集部への手紙）でなお留保していたロシア発展の道を5年後の1881年時点での「ロシアの経済的発展」の現状を踏まえて最終的な解答を与えたものと位置づけられるのである。

では、ロシアにおける非資本主義的発展の道はいかなる根拠によって可能とみなされているのであろうか。マルクスは第二草稿でいう。

「ロシアは、共同体的所有 (propriete communale) が広大な全国的規模で維持されているヨーロッパで唯一の国である。しかし、それと同時に、ロシアは、近代の歴史的環境のうちに存在し、より高次な文化と同時に存在しており、資本主義的生産の支配している世界市場に結びつけられている。

それゆえに、この生産様式の肯定的な諸成果をわがものとすることによって、ロシアは、その農村共同体のいまなお原始的な形態を破壊するのではなくて、それを発展させ、転化させることができるのである（ついでに指摘しておくが、ロシアにおける共産主義的所有 (propriete communiste) の形態は、全系列の発展をそれ自身で経過してきた原始的な型の最近代的な形態である)」(同、401ページ。MEGA /25, S. 232-233.)。

みられるようにここでは「ロシアは、共同体的所有が広大な全国的規模で維持されているヨーロッパで唯一の国である」という内的根拠と「ロシアは、近代の歴史的環境のうちに存在し、

より高次な文化と同時に存在しており、資本主義的生産の支配している世界市場に結びつけられている」という外的根拠との二重の根拠にもとづいて協同組合的社會主義への移行の可能性が論定されている。

さて、この第二草稿のロシアの農耕共同体の発展の理論的可能性についての内的根拠と外的根拠との二重の理由をもってする肯定論は第一草稿においてもみられる。

「ロシアは、『農耕共同体』(commune agricole)が今日まで全国的規模で維持されている、ヨーロッパで唯一の国である。(…)。一方では、土地の共同所有(propriete commune)は、それが西洋の資本主義的生産と同時に存在し、それと物質ならびに知的な諸関係を結んでいることとあいまって、ロシアが個人主義的な分割地農業を直接かつ徐々に集団的農業(agriculture collective)に転化してゆくことを、可能にしている。

(…)他方において、世界市場を支配している西洋の資本主義的生産と同時に存在していることは、ロシアがカウディナのくびき門(最悪の屈辱——引用者)を通ることなしに、資本主義制度によって作りあげられた肯定的な諸成果のすべてを共同体のなかに組み入れることを可能にしている」(同、391-392ページ。ebenda. 224-225.)。

さらに第三草稿においては第二草稿の記述がより整除された形でまとめられている。

「ロシアの共同体は、歴史に先例のない独特な地位を占めている。いまなお、広大な帝国の農村生活の支配的な形態である。土地の共同所有が、それに集団的領有(appropriation collective)の自然的基礎を提供しており、またその歴史的環境、すなわちそれが資本主義的生産と同時に存在しているという事情が、大規模に組織された協同組合的労働(travail cooperatif)の物質的諸条件を、すっかりできあがったかたちでそれに提供している。それゆえ、それは、カウディナのくびき門を通ることなしに、資本主義制度によって作りあげられた肯定的な諸成果をみずからのなかに組み入れることができるのである」(同、408ページ。ebenda. S. 238.)。

そのさい、農耕共同体はまず、第二草稿では「もしも、資本主義的生産がその支配をロシアに確立しなければならないとすれば、農民、すなわちロシア人民の大多数が賃金労働者に転化されなくてはならない。したがってまた、あらかじめその共産主義的所有(propriete communiste)を廃止することによって収奪されなくてはならない」(同、400ページ。ebenda. S. 232.)とあるように、所有性格・所有形態としては、それ自体「共産主義的所有」であると捉えられている。そして生産の型としては、第一草稿で「[農耕共同体では]畑は依然として共同体的所有(propriete communale)ではあるが、しかしそれは農耕共同体の成員のあいだで定期的に分割され、したがって、おのおのの耕作者は、自分にあてがわれた畑を自分自身の計算で用益し、その果実を個人的にわがものとして領有する[s'en approprie]のである」(同、390ページ。ebenda. S. 223-224.)ので「協同組合的ないし集団的生産(la production cooperative ou collective)の原始的な型」(同)とされている。

したがって、マルクスにあってはロシア革命とは経済革命としては農耕共同体の共産主義的所有をうち固めつつ協同組合のないし集団的生産の原始的な型を高次の協同組合のないし集団的生産に転化させることをその内容とするものであったといえる。

そうだとすれば、ロシア革命の移行形態は『共産党宣言』の土地国有化+国有諸工場の増加という国家社会主義局面をともなった協同組合社会主義の型でもなく、『チャーティスト運動綱領』、『ノーツ・トゥ・ザ・ピープル』の協同組合・協同組合3論説の土地国有化+労働者生産協同組合の全国的規模への拡大・発展という協同組合社会主義の型でもない、共同体の土地所有=共産主義的所有+労働者生産協同組合の拡大・発展という協同組合社会主義であるがゆえに全面的な土地国有化を媒介しない社会主義への直接的移行という新たな型を提起したことになる。

それでは、そのような革命はいかにしてなされるか。換言すればロシアにおける協同組合社会主義への移行過程はどのようなものとして構想されていたのであろうか。

この場合、マルクスは第一草稿によれば「経済的な観点だけからしても、ロシアはその農村共同体の発展 (evolution) によって、その農業の入り込んだ袋小路から脱出しよう」のであって「ロシアは、この国の農村のすべての条件と相い入れないイギリス風の資本主義的借地農業制度によってそれから脱出しようとしても、無駄であろう」(同、393-394ページ。ebenda. S. 229.) から農耕共同体の維持・発達しかないことになる。

では、それはいかなる方策によってなされるのか。

それは第二草稿によれば「共同体をその現在の基礎の上で正常な状態 (etat normal) におくことから始まる斬新的な改革」(同、403ページ。ebenda. S. 234.) をおこなうこと、つまりは正常な状態への還帰をはたすことである。それでは「正常な状態」とはどういうものか。それは「正常でない状態」、すなわち「土地の共同所有」と「土地の分割用益」との「内的二重性」(同、492ページ。ebenda. S. 234.) といわれる内的矛盾・アンチノミーの克服をはたすこと、すなわち土地の共同所有の真価を生かすため——土地の共同所有と土地の集団的労働=協同組合的労働にもとづく用益と一致させることによって、この「内的二重性」を揚棄することとされる。

というのも第二草稿でいわれているように「土地所有は共同的であるが、他面、実際には、耕作・生産は、分割地農民の耕作であり生産である。おのおのの農民は、西洋の小農民と同じように、自分自身の計算で自分の分割地畑を耕作し、用益する。その分割地の果実をわがものとして領有する。土地の共同所有 (propriete commune) と土地の分割用益 (exploitation parcellaire) という耕作の進歩の一要素であった。ずっと遠い過去の時代に有益だったこの組み合わせは、現代では危険なものになっている」(402ページ。ebenda. S. 233-234.)。

つまり土地の共同所有と土地の分割用益との矛盾は「現代では危険なものとなっている」と言う。なぜか。

「一方では、農業においてさえますます重要な役割を果たしている要素である動産の所有は、共同体諸成員の財産を漸次に分化させ、とりわけ国家の租税の圧迫によって、共同体のなかに利害の衝突を起こさせている。他方では、共同所有——協同組合的結合労働 (*travail cooperative et combine*) の基礎としての——の経済的優越性は失われつつある」(同. ebenda. S. 234.) からである。

この「正常な状態」への還帰論は、まず第一草稿においても「農耕共同体」範疇に駆使してさらに詳細に展開されている。すなわち、ここでも「農耕共同体に固有な二重性」の歴史的進歩性とその歴史的限界が問題にされる。

「より原始的な諸共同社会では、生産は共同でおこなわれ、ただその生産物だけが分与されたのであるが、これに反して(農耕共同体では)畑は依然として共同体の所有ではあるが、しかしそれは農耕共同体の成員のあいだで定期的に分割され、したがって、おのおのの耕作者は、自分にあてがわれた畑を自分自身の計算で用益し、その果実を個人的にわがものとして領有するのである。この共同的ないし集団的生産の原始的な型は、確かに、孤立した個人の弱さ (*faiblesse de l'individu isole*) の結果であって、生産手段の社会化 (*socialisation des moyens de production*) の結果ではなかった」(390ページ. ebenda. S. 223 224.)。

とはいえ、この二重性のうち「自分にあてがわれた畑を自分自身の計算で用益し、その果実を個人的にわがものとして領有する」という契機において強靱な生命力をもつとともに原始的な社会にはない「個人性の発展を可能にする」という歴史的進歩性を担っている。

「『農耕共同体』に固有なこの二重性がこの共同体に強靱な生命を与えることは、容易に理解されることである。というのは、一方では、共同所有とそれから生じるすべての社会諸関係とが『農耕共同体』の基礎を強固にするからであり、同時に、私的な家屋、耕地の分割耕作、およびその果実の私的領有 (*appropriation*) が、より原始的な諸共同社会の諸条件とは両立しない個人性 (*individualite*) の発展を可能にするからである」(同. ebenda. S. 224.)。

しかしこの楯の反面は自己分解の源泉ともなりうるものであって、人類史が経験したそのプロセスをマルクスは、以下のように述べる。

「しかし、この同じ二重性が、時のたつにつれて、分解の一源泉になりうるということも、それに劣らず明らかである。敵対的な環境のすべての影響を別にしても、家畜のかたちでの富に始まる(そして、農奴のかたちでの富をさえ許容する)動産的富の漸次的蓄積は、それだけでも、また、この動産的要素が農業そのもののなかで果たすますます顕著な役割と、この蓄積と不可分である他の多くの諸事情は、[.....] 経済的および社会的平等の解体者として作用し、共同体自身の内部に利害の衝突を起こさせるであろう。この衝突は、まず最初に耕地の私的所有への転化を引きおこし、最後には、そのころにはすでに私的所有の共同体的付属物 (*annexes communales*) になっている森林、牧地、荒蕪地などをも私的に領有させるのである」(同, 390 391ページ. ebenda. S. 224.)。

そしてこの土地の共同所有の私的所有への解体過程のうちにある農耕共同体を、以下のよう  
に位置づける。

「古代および近代の西ヨーロッパの歴史的運動においては、農耕共同体の時期は、共同所有  
から私的所有への過渡期として、第一次構成から第二次構成への過渡期として現われるのであ  
る」(同, 391ページ. ebenda. S. 224.)。

そしてマルクスはロシアの農耕共同体も、古代および近代の西ヨーロッパの歴史的運動が辿  
った道を不可避免的に歩まねばならないのかと問い、以下の断案を下す。

「けれども、このことは、どんな事情のもとでも そしてどんな歴史的環境のもとにあつて  
も『農耕共同体』の発展はこの道をたどらなければならないということを意味するのである  
うか? けっしてそうではない。『農耕共同体』の構造上の形態は、次の二者択一を許してい  
る。すなわち、『農耕共同体』に含まれている私的所有の要素が集团的要素に打ち勝つか、そ  
れとも後者が前者に打ち勝つか。すべては、それがおかれているこの歴史的環境に依存する」  
(同, 391ページ. ebenda. S. 224.)。

そして「近代社会が集团的所有および生産の『原古的』な型のより高次的な形態への復帰」  
のための「第一歩は共同体をその現在の基礎のうえで正常な諸条件のもとにおくことであらう」  
(同, 393ページ) とされる。

第三草稿でも「現在の形態のもとで正常な状態におかれたあとでは、ロシアの共同体は、近  
代社会が指向している経済制度の直接の出発点 (point de depart direct) となることができ  
る」(同, 408ページ. ebenda. S. 238.) と「正常な状態」への還帰論を確認し、第一草稿と同  
旨の農耕共同体に固有な二重性を展叙しつつ「肝要なのは、私的領有の源泉としての分割労働  
である (Mais l'essentiel, c'est le travail parcellaire comme source del'appropriation pr  
ivee.)。それは富者を発生させる。それは共同体によっては統御されえない異質な一要素  
の源泉である」(同, 407ページ. ebenda. S. 237.) ということが強調されている。そしてロシ  
ア共同体の歴史的運命についても同様の表現が与えられている。

「だが、このことは、農村共同体の歴史的生涯がそういう結果になるように宿命的に決定づ  
けられているということの意味するのであろうか? けっしてそうではない。この共同体の生  
得の二重性は次の二者択一を許している。すなわち、私的所有の要素が集团的要素に打ち勝つ  
か、それとも後者が前者に打ち勝つか。すべては、それがおかれている歴史的環境に依存する」  
(同, 407 408ページ. ebenda. S. 238.)。

それでは共同体の所有が全国的規模で維持されているのに、なぜ、集団労働=協同組合的労働  
は全国的規模で成立しないのであろうか。このことは「社会的の原古的構成の最近の型」=  
「協同組合的・集团的生産の原始的な型」が、孤立した個人の弱さの結果であって「生産手段  
の社会化の結果ではなかった」ことにかかわる。なぜなら「孤立した個人の弱さ」は、第二草  
稿でいうところの「中央集権的な専制政治」を出現させる「農村共同体の孤立、ある農村共同

体の生活と他の諸農村共同体の生活との結びつきの欠如」という「局地的小宇宙性」(microcosme localise) (同, 402ページ. ebenda. S. 233.) をもたらすとともに、逆にこの「局地的小宇宙性」によって制約されているからである。この「局地的小宇宙性」は第一草稿でも第三草稿でも言及されているが、第三草稿では「共同体にかけられているあの呪縛—— [.....], 今日に至るまで共同体にいつさいの歴史的創意を禁圧してきた局地的小宇宙性」ともいい現わされている。

それではこの呪縛はいかにすれば解除されうるであろうか。まず第二草稿では、こういわれている。「ロシアでは、政府による束縛が排除されるやいなや、農村共同体の孤立的な生活は消滅するであろうし、もともと領土の広大な広さによってやむなくされたこの孤立は、容易に取り除かれうるものであると、私には思われる」(同, 402ページ. ebenda. S. 233.)。ついで第一草稿では「今日ではそれは最も容易に取り除かれうる障害である。そうするには、政府の組織である郷(ВОЛОСТЬ)の代わりに、もろもろの共同体そのものによって選ばれ、かつそれらの共同体の利益を守る経済・行政機関として役だつ農民会議(une assemblée de paysans)を設置するだけでよいであろう」(同, 392ページ. ebenda. S. 225.)といわれているが、抹消異文では「全般的蜂起のただなかでのみ(...) 局所的な小宇宙性が打破される」(同, 394ページ)といわれ、第三草稿本文でも「局地的小宇宙は、ロシア社会の全般的震撼のただなかで消え去るであろう」(同, 408ページ. ebenda. S. 238.)とされている。しかし、「全般的蜂起」=「全般的震撼」とはとりも直さず全ロシア的な農民革命を基軸に据えたロシア革命の勃発にほかならない。そうであるが、ゆえに第一草稿は掉尾をこう結んでいる。「ロシアの共同体を救うには、一つのロシア革命が必要である。(...) もしも革命が適時に起こるならば、もしも、農村共同体に自由な飛躍を保障するために、革命が全力を集中するならば、ロシア社会の知性ある部分がロシアの知性がその国のすべての生命ある勢力を集中するならば、農村共同体はまもなく、ロシア社会を再生させる要素として、資本主義制度によって隷属されている諸国に優越する要素として、発展するであろう」(同, 398ページ. ebenda. S. 230.)。

したがって、ひとたびロシア革命が生起するならば、局地的小宇宙性は「もろもろの共同体そのものによって選ばれ、かつそれらの共同体の利益を守る経済的・行政機関として役立つ農民会議」——いわば ムラ・ムラ連合 = 農耕共同体連合によって創出される自己統治機関としての農民会議 = ミール(集会)によって比較的容易に解消されるであろうが、共同体を正常な状態におくこと——集団労働 = 協同組合労働を組織化するプロジェクトは「漸次的な改革」としてのみおこなわれるものである。しかし、このプロジェクトは、第二草稿では「共有の草地の用益においてロシアの農民がすでに集団的様式(mode collectif)を実行していること、彼らがアルテリ契約に慣れていることが分割耕作(travail parcellaire)から集団耕作(culture collective)への彼らの移行を大いに容易にするであろうこと、ロシアの土地の地勢が大規模に結合された機械制耕作をうながしていること」(402 403ページ. ebenda. S. 234.)によって

促進されるであろうといわれ、第一草稿でも「ロシアの土地の地勢は、機械の助けを借り、広大な規模で組織され、協同組合的労働 (travail cooperatif) を促している」(同、395ページ. ebenda. S. 228.) と述べられている。さらに第三草稿では、「ロシアの農民はすでに 共有の草地や一般的利益のための若干の事業において 牧場の刈草干しや干拓などのような共同的作業 (entreprises communales) においてある程度までこの協同組合的労働を実行している」(同、409ページ. ebenda. S. 238.) としたうえで、割替地の分割そのものですら、集団耕作への出発点として利点をもつとして、以下のように述べる。「さらに、近代の農学者たちがひどく嫌っているまったく原古的である特質が同じ方向に協力する。耕地が奇妙な細分状態の跡をどどめていて、このために、小さな畑からなる碁盤のような外観を呈しているようなどこかの地方に行きついたらとすれば、そこは、疑いもなく死滅した農耕共同体の地所なのである。共同体の成員たちは、地代論の研究をしたことはないが、同一量の労働が自然的豊度と位置との異なるさまざまな畑に支出される場合、さまざまに異なる収穫をあげるということに気がついていたのである。そこで彼らは 同一の経済的利益を確保するために 労働の機会を均等にするために土地を、土壌の自然のおよび経済的差異によってきまる一定数の耕地帯 [大畑] に分け、しかるのち改めて、これらのより大きな耕地帯のそれぞれを耕作者と同数の分割地に細分したのである。ついで、各人はそれぞれの耕地帯で一地片ずつを受け取った。ロシアの共同体によって今日に至るまで永續させられているこの仕組みは、いうまでもなく農学的な要請とは相い入れない。他のいろいろの不都合は別にしても、この仕組みは、労力と時間の浪費を必然にする。しかし、集団耕作への出発点としては、大きな利点がある。もし農民の耕す畑を一箇所にまとめたなら、彼はそこに主人として君臨することだろう。しかしながら、この仕組みは、一見それとは相い入れないかのように見える集団耕作への移行を 出発点として 容易にしている」(同、409ページ. ebenda. S. 238 239.)。

そして第二草稿でいう「最後に、こんなにも長いあいだ農村共同体の負担と失費で生存してきたロシア社会が、この改革に必要な最初の前払資金を農村共同体に返さなければならないこと」(同、403ページ. ebenda. S. 234.) という義務、第一草稿での懇切な表現にしたがえば「ロシアの公衆は、こんなにも長い間、この『農民共同体』の負担で生存してきたのであり、また、いまなお共同体のうちに自己の『再生の要素』を求めなくてはならないから」「最初の設備費——知的ならびに物質的な諸費用——についていえば、ロシアの社会がそれを『農村共同体』に返さなければならない」(同、395ページ. ebenda. S. 228.) という義務を革命政府が忠実に履行するならば、このプロジェクトは、第一草稿でいうところでは「農具、肥料、農学上の諸方法など、集団労働に欠くことのできないこれらすべての手段」・「集団労働のすべての物質的 条件をそれに提供するような歴史的環境の中に置かれている」という「同じ型の原古的な諸共同体に対するロシアの農村共同体の重大な優越点」(同、395ページ. ebenda. S. 227 228.)、第三草稿でいうところの「資本主義的生産が大規模に組織された協同組合的労働

(travail cooperatif) の物質的諸条件をすっかりできあがったかたちでロシアの共同体に提供している」(同, 408ページ. ebenda. S. 238.) という歴史的環境を利用して「協同組合的労働の物質的諸条件」の導入によって加速させることができよう。

そして協同組合労働の物質的條件 = 生産手段は社会化され社会的所有のもとにおかれるので、土地をも含む生産手段の社会化のうえに「協同組合的生産をもって資本主義的生産に置き換え、原古的な型の所有のより高次な形態、すなわち集团的・共産主義的の所有をもって資本主義的の所有に置き換える」ことが達成されることになる。

しかもこの農村共同体の維持・発達というコースは地主的土地所有の廃絶と結びつくがゆえにロシア社会を再生させる全般的な運動と合致する。そこで第一草稿はいう。「だが、この共同体にたいして、国有地を除外して土地のほとんど半分をしかもその最良の部分をその掌中に握っている [地主的] 土地所有者が対峙している。この面からみて、『農村共同体』をいっそう発達 (evolution) させる道をつうじてのその維持は、ロシア社会の全般的運動と合致するのである。ロシア社会の再生 (regeneration) は、この代価によってあがなわれるのである」(393ページ. ebenda. S. 229.)。

それではこの農耕共同体の共同体的土地所有を基点 (basing point) とするロシアの協同組合社会主義への移行過程論は何を語っているであろうか。

まずザスリッチからマルクスへの手紙に戻ると、「わが農村共同体のありうるべき運命に関する、また世界のすべての国が、資本主義生産のすべての段階を通過することが歴史的必然であるという理論」への判定において「農村共同体が、国庫の法外な要求や貴族にたいする支払いや専制的な統治から解放されるならば、社会主義的軌道のなかを発展すること、すなわちその生産と生産物の分配とを次第に集団主義の基礎のうえに組織してゆくことが可能である」(林, 前掲「資料 ヴェラ・ザスリッチのマルクスへの手紙」, 39ページ) とみなす道と「農村共同体とは、歴史学、科学的社会主義、いいかえればより明白であるものすべてが、破滅を宣告しているところの原古的な一形態であるという意見を吐く人びと」(同) の道という「二つの道」(同) のうち、マルクスは後者の意に反して前者の道を是認したことになる。ちなみにザスリッチによれば前者の道を説く者は「あなたはチェルヌィシェフスキーがそれについてどう考えていたかをご存知です。わが国の進歩的文献、たとえば『祖国雑記』(Отечественныя Записки) などは、その考えを展開しつつけています」(同) と述べているように、チェルヌィシェフスキーの道であり、後者は「『マルクス主義者』であると自称しているすぐれたあなたの弟子」(同) の道である。もっとも、この自称「マルクス主義者」について、マルクスは、「ザスリッチへの手紙」の第二草稿で「あなたの言うロシアの『マルクス主義者』は、私にはまったく未知の人びとである。私が個人的な関係をもっているロシア人は、私の知っているかぎりまったく反対の見解をいただいている」(同, 400ページ. MEGA /25, S. 232.) という所見を述べているが、和田春樹氏は『マルクス・エンゲルスと革命ロシア』(勁草書房, 1975年)

で、自称マルクス主義者の弟子とはマルクスが「個人的な関係をもっているロシア人」のうちの「コヴァレフスキーとダニエリソンではなかったか」(同、171ページ)とみている。

したがってマルクスはここで明確にチェルヌィシェフスキーの共同体的土地所有を介しての協同組合社会主義の道に組したわけであるが、チェルヌィシェフスキーとマルクスの関係はたんに「組した」というだけのものではなく、マルクスの第二草稿、第一草稿、第三草稿はチェルヌィシェフスキーが初めてその農民社会主義の立場を否定の否定の弁証法にもとづく移行の論理とともに表明した「共同体的所有に対する哲学的偏見の批判」(1858年『ソヴレメンニク<sup>ソヴレメンニク</sup> 同時代人』第12号に発表)の発展的継承でもある<sup>11)</sup>。

- 11) マルクスとチェルヌィシェフスキー都の交渉関係について、左近毅氏は「『プロローグ』——その成立とめぐって」(金子幸彦他編「ロシア解放思想の先駆者 チェルヌィシェフスキーの生涯と思想」、社会思想社所収、1981年)において、下記のように伝えている。

「マルクスがチェルヌィシェフスキーの名を知ったのは、1867年、ホルクハイムを介してであったが、その後、ウーチンへの返書でも彼を高く評価 [1] 39]、ベッカーやウーチン、ロパーチン、ダニエリソンらに依頼してその著作の入手に関心を示しているのみならず、その流刑地での生活状況をも把握すべく努め、とりわけ、アレクサンドロフスキー・ザヴォートからヴィリュイスクへのチェルヌィシェフスキー移送の報に接した時、彼の生活や人柄について何らかの印刷物を刊行し、西欧において彼への世論を喚起したい旨、ダニエリソンに告げたのであった [1] 87]。リスクや犠牲が大で、かつまた逆効果を招くおそれのある極秘の救出策よりもむしろ、世論の動員によるツァーリ政府へのプレッシャー効果をマルクスは選んだといえる。

他方、チェルヌィシェフスキーの側は、この流刑の時期と段階にいたるまで、マルクスの著作を読んだ形跡はない [2] 35]。それゆえ、二者間には書論の往復も見られない [3] 45]。しかし、のちにマルクスは、『プロローグ』の作品内容を知っていたかどうかは別として、1877年、ロンドンにおけるその刊行に際し、これが実現のために積極的に支援したのであった [4] 9]。

- 1) Маркс, К., Энгельс, Ф.: Переписка К. Маркса и Ф. Энгельса с русскими политическими Деятелями. 2-е изд. М., 1951.
- 2) Стеклов, Ю. М.: Западные влияния в мировоззрении Н. Г. Чернышевского. {Летописи марксизма} т. 6. (1928)
- 3) Рязанов, Д.: Маркс и Чернышевский. {Летописи марксизма} т. 7 8. (1928)
- 4) Иезуитов, А. Н.: Н. Г. Чернышевский и современность. {Русская литература} № 2 (1978) ([ ] の下段はページ指示. 同, 266ページ)。

なお、ザスリッチはこの手紙で「あなたはチェルヌィシェフスキーがそれについてどう考えていたかをご存じです」と記しているが、前出 M. E. L 研究所編『マルクス年譜』(1932年・岡崎次郎・渡辺寛訳、1960年)によると、マルクスは『フランスにおける内乱』の執筆完了後の6月13日時点でダニエリソンからチェルヌィシェフスキーの種々の著作を受け取ったのち、鋭意、その研究にとりかかっている。

「1871年6月13日頃 マルクス、ダニエリソンからチェルヌィシェフスキーの種々の著作、とくに土地所有にかんする論文を受け取る。

ダニエリソンからマルクスへ 1871. 5. 11.——マルクスからダニエリソンへ 1871. 6. 13.——  
 <ソヴレメンニク> 誌 ベテルブルグ 1857. 11月号 [同, 391ページ]

1872年12月12日 マルクス、チェルヌィシェフスキーについて書いて <ヨーロッパで彼に対する同情を呼びましまし>たいので、彼に関する伝記資料を送るようにと、ダニエリソンに頼み、またジー

この点について石川郁男氏は『ゲルツェンとチェルヌィシェフスキー』（未来社、1988年）においてニコラエフスキー、シチェイン、ヘッシンらの研究成果を踏まえて、以下のようにまとめている。やや長文にわたるが、上来追ってきた移行過程論と密接な結びつきがあるので参照しておこう。

「チェルヌィシェフスキーのロシア社会主義論とマルクスの晩年のロシア社会論、とくにマルクスが1881年に書いたヴェーラ・ザサーリチへの『手紙』およびその『草稿』との関係については多くの研究があるが、たとえばヴァリツキは『マルクスの論理の運びは、チェルヌィシェフスキーの論文「共同体的所有に対する哲学的偏見の批判」と非常によく似ている（その論文は、マルクスによって注意深く読み取られ、そして明らかにある種の影響を彼に及ぼしていた）」と述べている<sup>(1),(2)</sup>。またヘッシンも、最近の研究において、『チェルヌィシェフスキーによって展開された論証のマルクスに対する影響は、第一 [草稿] においてとくに強く感じられる。しかも、結論もほとんど完全にチェルヌィシェフスキーの結論と一致している』、『しかし、マルクスのこの結論だけでなく、彼の科学的論証の特徴も重要である。それはチェルヌィシェフスキーの論証に非常に近い』<sup>(3)</sup> と述べ、マルクスの論証の特徴を、次のような点に見だし

ベル教授の著書『リカードの価値および資本学説』を送るように頼む、マルクス、『資本論』の土地所有にかんする篇でロシアの土地所有形態をも非常に詳しく取扱う予定であることを、ダニエルソンに伝える。マルクスからダニエルソンへ 1872. 12. 12. [同, 431ページ]

1874年 マルクス、チェルヌィシェフスキーの「カヴェニヤク」を読み、またすでに1873年にロバートンから見本原稿を送られてきたチェルヌィシェフスキーの「宛名のない手紙」を読む。

エンゲルスからマルクスへ 1873. 11. 29. —マルクスの自由本 <マルクス・エンゲルス・ナハラス> 所蔵、——<アルヒーフ・К. Маркса・И. Ф. Энгельса> iv, 384. [同, 447ページ]

このようにマルクスはチェルヌィシェフスキーの著作を情熱的に読破しているが、チェルヌィシェフスキーはマルクスの著作を読んでいたのであろうか。この点に関して渡辺雅司氏は「偏見批判の体系としてのチェルヌィシェフスキーの共同体論 後進国型社会主義化への一つの試み」(札幌大学『経済と経営』第7巻第1号, 1976年)において、以下のように記している。

「ソ連でのチェルヌィシェフスキー研究では、70年代に入るまで彼はマルクスを知らなかったというのが定説である。だがニコラエフの回想によると徒刑地でチェルヌィシェフスキーはしばしばマルクスの名を口にし、『哲学の貧困』、『経済学批判』を読んでいた(П. Ф. Николаев. Воспоминания о пребывании Н. Г. Чернышевского в каторге, “Н. Г. Чернышевский в воспоминаниях современников,” Т. П, стр. 163 164)。この回想はソ連学界では信憑性に欠けるとされているが、チェルヌィシェフスキーほど外国の文献に通じていた人が、マルクスを知らないというのはかえって奇妙である。またエンゲルスについては、1861年の『同時代人』第3号に『イギリスにおける労働者階級の状態』をブルジョア経済学者ヒルデブランドの批判から擁護する無署名論文が載っているので、間違いなく知っている。См. Н. М. Чернышевская. Летопись жизни и деятельности Н. Г. Чернышевского, М. 1953. стр. 202 203.」(同, 107ページ)。

また、鈴木純博氏は「チェルヌィシェフスキーとリカルドゥ 19世紀ロシアにおけるユートピア社会主義とイギリス古典的政治経済学」(『一橋論叢』1955年9月号)において典拠は明示されていないが「チェルヌィシェフスキーは、シベリヤ流刑中(1870 72年)、ロシア訳で『資本論』のごく一部分を読む。このロシア訳は、バクーニン訳と思われる」(同, 41ページ)といわれている。

ている。

まず、マルクスはロシアの歴史的発展の二重の特殊性に注目している。すなわち、一方では歴史的事情によって農村共同体がロシアにおいて支配的形態として保持されており、他方では、この共同体は資本主義的生産様式と『同時に』存在している。これらの歴史的事情の結びつきは、『その恐るべき有為転変を経ずに』資本主義の『肯定的な諸成果をすべてわがものにす』ことを共同体に可能にする。

ロシアに保持されている共同体的所有、アルテリ契約の慣行、集团的労働形態は、資本主義的西欧の発展した生産力、技術および知識を新しい社会主義的原理にもとづいて利用することを可能にする。ロシアは資本主義的世界から孤立していない。ロシアは世界市場によってそれと結びつき、西欧の先進的な生産技術を獲得できる。

農奴解放のとき、第一に農村共同体が『正常な繁栄の諸条件』のうちにあったならば、つぎに農民の負担した莫大な支出が農村共同体の『いっそうの発展』のために使われていたならば、その場合には、誰も、今日、共同体滅亡の『歴史的宿命』を夢みはしなかったであろう。

ロシアの共同体に固有な二重性——集团的原理と個人的原理の結合——は、二重の役割を果し、『共同体に強靱な生命を与えうる』とともに『時のたつにつれて、分解の源泉になりうる』。ロシアの共同体に含まれている私的所有の要素が集团的要素に打ち勝つか、それとも後者が前者に打ち勝つか、『すべては、それがおかれているこの歴史的環境に依存する』。

マルクスは、ロシアの非資本主義的発展の道の可能性の問題を提起し、共同体の社会主義的発展を可能にする二つの条件、すなわちロシアにおける改革およびロシアと西欧の資本主義諸国との併存をあげている。この場合、マルクスは、ロシアと併存しているのが発展した資本主義であるだけでなく、あらゆる矛盾の先鋭化・深刻な危機の時代の資本主義であることを指摘している。すなわち、『ロシアの共同体を（それを発展させる道をつうじて）維持するうえで有利なもう一つの事情は、それが資本的生産と同時に存在しているだけでなく……現在、資本主義制度は西ヨーロッパにおいても合衆国においても、科学とも人民大衆とも闘争状態にあるのを、ロシアの共同体が目の当たりにしているということである。一言でいえば、ロシアの共同体は、資本主義制度が危機にあるのを目の当たりにしているのである』。

最後に、マルクスは、ロシアにおける革命の問題について、第一草稿の結びの部分で『ロシアの共同体を救うには一つのロシア革命が必要である……もしも革命が適時に起こるならば、もしも、農村共同体に自由な飛躍を保障するために、革命が全力を集中するならば、農村共同体は、まもなく、ロシア社会を再生される要素として、資本主義制度によって隷属させられている諸国に優越する要素として、発展するであろう』<sup>(4)</sup>と述べている。

以上のようなマルクスの論証の特徴は、ヴァリツキやヘッシンが指摘しているように、明らかにチェルヌィシェフスキーの強い影響をうけており、とくにマルクスの結論は、チェルヌィシェフスキーと同様に、共同体の社会主義的発展に対する期待をロシアにおける革命および西

欧における資本主義の成熟と危機に結びつけてはいる。

1) ニコラエフスキーの「マルクス・エンゲルスの蔵書におけるロシア本」によれば、マルクスは、チェルヌイシェフスキーの「哲学的偏見の批判」において、社会主義的変革の細胞としての共同体に対する期待と「ヘーゲルの哲学的図式」(弁証法)とを結びつけようとした試みに注目し、その「論証のすべての基本的モメント」にアンダーラインを引いている。(B. Николаевский, Русские книги в библиотеках К. Маркса и Ф. Энгельса, (Архив К. Маркса и Ф. Энгельса), т. IV, М. Л, 1929, стр. 390)。 (石川氏の「註」では (71) 290 291ページ)。

2) A. Walicki, The controversy over capitalism, Oxford UP, 1969, p. 189. 日南田静真他訳『ロシア資本主義論争』, ミネルヴァ書房, 1975年, 265頁。ヴァリツキはシチェインの研究 (B. M. Штейн, Очерки развития русской общественно-экономической мысли XIX XX веков, Л., 1948) に依拠しており、シチェインは「マルクスは非資本主義的道に関するチェルヌイシェフスキーの思想の過程を非常に注意深く研究した」, 「[ザスーリチへの] 手紙の草稿におけるマルクスのすべての考察には, 『哲学的偏見の批判』におけるチェルヌイシェフスキーの論拠との驚くべき類似がある」と述べている (Там же, стр. 236, 237 238)。なお, 和田春樹氏は, 「合致した」とか「影響した」という以上のものがあるとし, 「先進西欧の存在を条件として, ロシアの共同体が飛躍できるというのは, マルクスが1872年末 73年はじめに読んだチェルヌイシェフスキーのロシア共同体論であった……1878年『祖国雑記』編集部あての手紙」では, マルクスは条件についてふれなかったが, この[ザスーリチへの手紙の]草稿では, 西洋における資本主義の技術的成果と, 資本主義生産の危機の二点を指摘している。ここには, 西洋のプロレタリア革命についての論及は一切ない。明らかに認識は, 同じチェルヌイシェフスキーの論理の枠の中で, ロシア革命の自らを救う力を尊重する方向に, 逆転しているのである」と述べている (和田春樹『マルクス・エンゲルスと革命ロシア』勁草書房, 1975年, 50, 179頁)。(同 (64) 289 290ページ)。

3) Хессин, Указ. соч., стр. 235. ソビエトの研究においては, シチェイン以後, チェルヌイシェフスキーのロシア社会主義論とマルクスの晩年のロシア社会論との密接な結びつきに関して否定的であり, マルクスのザスーリチへの手紙と草稿をかなり詳細にとりあげているコニューシャヤの研究 (P. П. Конюшная, Карл Маркс и революционная Россия, М., 1975, стр. 222 223, 263 265) においてもこの問題の検討は十分ではない。したがって, チェルヌイシェフスキーのマルクスへの影響の問題を明確に提起したヘッシンの研究は注目に値する (石川「研究小史」金子幸彦他編『チェルヌイシェフスキーの生涯と思想』社会思想社, 1981年所収, 340頁参照) (同 (65) 290ページ)。

4) ただし, チェルヌイシェフスキーには共同体における農民層の分化の認識はあるが, マルクスのような「ロシアの共同体に固有な二重性——集団的原理と個人的原理の結合」という明確な把握はない (同 (66) 290ページ)<sup>12)</sup>。

12) 今井義夫氏は「ロシア改革論」(前出金子幸彦他編『ロシア解放思想の先駆者 チェルヌイシェフスキーの生涯と思想』)の第3章「農村共同体と協同組合的社会主義の擁護」において「(同時代人) 1857年第5号のはじめの部分でチェルヌイシェフスキーはロバート・オウエンらの提唱した新原理の最終的勝利は歴史的必然であると記している [(1) . 742]」と紹介したのち, ロシアにおける社会主義への移行に関するチェルヌイシェフスキーの見解をゲルツェンと対比して, 以下のように述べている。

「彼は, 『社会生活のある現象が, 先進諸国民において到達した高度の発達の影響のもとで, 他の国民においては非常に急速に発達し, 中間の論理的モメントを避けて, 最低の段階から直接に最高の段階にのぼることができる』 [(1) . 389] という後進国の発展の特殊性を主張した。この主張は, 具体的にはロシアが西欧の先進的な諸経験を学ぶことによって, 資本主義段階を短縮するか, または経ないままに社会主義段階に移行することができるし, その場合に農村共同体が発展の基盤として役立ちうるという主張である。この後進国の社会主義化の理論は, ゲルツェンの場合にはロシアの民族的特性というスラブ主義的思想に結びつけられて主張されたが, チェルヌイシェフスキーにはそれが

それではザスリッチの手紙の回答草稿はどのように処置されたであろうか。まずマルクスは第三草稿の執筆を中断したのち、第四草稿を書き、3月8日付で第四草稿とほとんど同文の「ヴェ・イ・ザスリッチの手紙」を発送している。その手紙には移行過程論について、以下の

---

なく、むしろ後進国の社会主義化に適用されうる一般理論としての傾向をもっていた。マルクスがゲルツェンのロシア社会主義論には反対しながら、チェルヌイシェフスキーには同情的であったのもそのためであったといえる」(65 66ページ)。

さらに著書『資本と労働』で描かれている協同組合構想を取り上げ、その社会主義を「協同組合的社會主義」と特徴づけている。

「彼の描いた協同組合的社會で目立つ点は、組合員の自由と組合の國家からの自由についての配慮である。男女合わせて1,500~2,000人の組合員からなる生産協同組合はこの社會の構成単位であるが、組合への加入も脱退も各人の自由で、住宅も共同宿舎以外に自分の家族だけの住居を選ぶ自由を認めている。協同組合と國家との関係としては、協同組合は結成の最初の年にだけ政府の管理人を受け入れるが、組合員は自主的管理を原則とし、職場ごとに仲間のなかから管理委員会の委員を選出し、また、全組合員によって全体委員会を選出して、それが官選の管理人と補助管理人を監督する。政府の任命したこの官選管理人は、協同組合結成後1年で原則として解任され、協同組合の事業のすべての管理が協同組合自体の手に移される。政府の役割は、この初年度の管理人の派遣以外は、協同組合に運営資金を貸与するなどのもっぱら後見的な役割に限定されている [(1) . 59~63]。

國家の一定の指導的役割を認める彼の見解は、無政府主義とは明らかに異なるものである。しかし、國家の役割を後見的で控え目なものに限定して、社會の単位としての協同組合の自主的運営を重視する構想は、今日の言葉でいえば、組合員による産業の自主管理にもとづく自由な協同組合社会主義ともいべきものであろう。強力な中央集権的政府によって統制される社会主義は、彼の理想に反するのである」(67 68ページ)。

なお、チェルヌイシェフスキーの協同組合社会主義についてのさらに詳しい論及としては今井義夫「ロシアの協同組合思想の先駆者・N. G. チェルヌイシェフスキー」(今井義夫『協同組合と社会主義』(新評論, 1988年, 所収) 参照)。

石川郁男氏も『ゲルツェンとチェルヌイシェフスキー』においてゲルツェンの社会主義論と対比してチェルヌイシェフスキーの社会主義論を、農村共同体と結合した「協同組合的社會主義」と特徴づけている。

「チェルヌイシェフスキーのロシア社会主義論には、ゲルツェンにまったく見られない生産力的視点がある。彼は共同体的所有にとどまらず、共同体的生産への移行と重視しており、後年の論文「資本と労働」(『同時代人』誌, 1860年1月号)などにおけるフリーエ・オーエ的な協同組合論の展開に見られるように、彼はロシアの伝統的な農村共同体と西欧の協同組合的社會主義との結合にロシア社会主義の将来を展望していた。また、ゲルツェンのロシア社会主義論において重要な位置を占めていたロシアの共同体と西欧の個人的原理との結合の問題も、チェルヌイシェフスキーにおいては、共同体的所有に基づく『所有者・経営者・労働者一体』の土地所有と生産の形態が個人の自立と自由を保障し、それが生産力発展の基盤となって共同体的生産への移行を可能にするというように把握されていたといえる」(145ページ)。

「チェルヌイシェフスキーは共同体的所有と共同体的生産と区別し、共同体的生産への移行にのみロシアの農村における社会主義の確立と発展の道をみだし、さらに工業における社会主義への移行形態として生産協同組合を重視している。チェルヌイシェフスキーのこのような共同体的生産と生産協同組合の重視が、ゲルツェンに彼を『純粹に西欧的社會主義』の理論家と規定せしめる直接的原因となったと考えられる」(268 269ページ)。

ような圧縮された叙述が与えられている。

「私は、この問題について特殊研究をおこない、しかもその素材を原資料のなかに求めたのですが、その結果として、次のことを確信するようになりました。すなわち、この共同体はロシアにおける社会的再生の拠点 (point d'appui) であるが、それがそのようなものとして機能しうるためには、まずはじめに、あらゆる側面からこの共同体に襲いかかっている有害な諸影響を除去すること、ついで自生的発展 (development spontané) の正常な諸条件をこの共同体に確保することが必要であろう、と」(『全集』第19巻、238-239ページ)。

ここではテーゼ的にすでにみてきた農耕共同体の発展の道を通じてのロシア社会再生論がなすべき二つの課題を明示して語られているが、この手紙のもつ理論的・歴史的含意を保田孝一氏は『ロシア革命とミール共同体』(御茶の水書房、1971年)において、以下のように引き出している。

「マルクスは、明らかに、一定の条件付きではあるが農村共同体がロシアの社会的再生の拠点であることを積極的に主張しているのである。マルクスの右のような主張は、『われわれの意見の相違』以来、プレハーノフが、ついでレーニンが一貫して主張してきたロシア資本主義論に真向うから対立するものであることはいうまでもない。いいかえればプレハーノフとレーニンの理論は、ロシアの独自の発展の道の理論を否定することによって成立し発展してきたものであった。それゆえマルクスの右のロシアの独自の発展の道の理論を承認すれば、プレハーノフの理論もレーニンの理論も成立しがたくなるという深刻な意味をもっていたのである」(同、99ページ)。

しかし、この手紙では、なすべき二つの課題——あらゆる側面からこの共同体に襲いかかっている有害な諸影響の除去、自生的発展の正常な諸条件の確保の必要性を述べているが、この必要性がいかなる形態をとりにかなる過程をとることによって充足されるかを述べていない。したがってマルクスの「ロシアの独自の発展の理論」を完全に知るためには、その移行過程の充足を論証している第一草稿、第二草稿、第三草稿、とくに第一草稿の公表が望まれることになるが、全草稿の公表はレーニンが死去したまさにその年の1924年、リャザノフによってなされるまで果たされることはなかったのである。

では、なぜ、かくまで遅延したのか。いま、その公表の経緯を和田春樹氏の前掲『マルクス・エンゲルスと革命ロシア』によってフォローしておく、以下の通りである。

「マルクスのザスーリチあての手紙の草稿は、1911年にリャザーノフがラファルグ所蔵のマルクス文書の中から発見したものである。1913年にベルンで、この草稿の解説を手伝ったのはブハーリンであった。発見当時、リャザーノフはプレハーノフとザスーリチに対して、『ザスーリチの手紙に対するマルクスの返書は存在しているか?』と問い合わせたのが、いずれも否定的な回答をえた。それから10年ほどたって、リャザーノフは1923年、ベルンで国外追放になっていたメンシェヴィキのボリス・ニコラエスキーから、アクセリロート文書の中にマルクスの

手紙（1881年3月8日付）があることを教えられた。ニコラエスキーは、この手紙を、1924年にベルリンでヴォイチンスキー、ダンとの共同編集により出した『アクセリロート文書より』（ロシア革命運動史資料、第2巻）に発表した<sup>(1)</sup>。この時点では、プレハーノフもザスリーチもすでに故人となっていた。アクセリロートは健在であったが、彼自身も出てきた手紙をはじめてみるものごとくで、編者の付けたコメントには『アクセリロートには、この手紙についても、それによってひきおこされた会話についても、なんらの記憶も残っていなかった』と書かれていた。

リャザーノフは、同じ年のうちに、ロシア語版『マルクス・エンゲルス・アルヒーフ』第1巻に、ザスリーチあての手紙とそのための4つの草稿をロシア語に訳して公表した。1926年に出たドイツ語版『マルクス・エンゲルス・アルヒーフ』には、これらすべてがフランス語の原文でのせられた。ロシア語版と比べると、草稿には編集の手が相当加えられている<sup>(2)</sup>。このフランス語版が現行版である。

(1) Материалы по истории русского революционного движения, т. П. Из архива П. Б. Аксёрова. Берлин, 1924.

(2) 以上は、Архив К. Маркса и Ф. Энгельса, т. I. М. Л., [1924], стр. 265-266. *Marx-Engels Archiv*, Bd. I. Frankfurt a. M., [1926], S.309-310. (同, 165-167ページ)。

したがってザスリーチもプレハーノフも生前、1881年3月8日のマルクスのザスリーチへの手紙の存在を否認し、アクセリロートは記憶を亡失していたので、この手紙と4つの草稿は1924年によく日の目を見るという仕儀に立ち至ったのである。そこで保田孝一氏は前掲『ロシア革命とミール共同体』でいう。

「ロシアの革命家にとって極めて重要な問題に対するマルクスの回答の手紙を、マルクスから受けとったザスリーチも、それを保存していたアクセリロードも、かれらの指導者プレハーノフもすっかり忘れていて、当のザスリーチとプレハーノフの死後に公表されたという事実は、レーニンが、多くの理論的労作を残しながら、何故、一度もマルクスとエンゲルスのロシア共同体論に言及しなかったのかというロシア革命思想史上における一つの謎とも関連する、ミール共同体論争の歴史にふさわしい出来事であるといえるかも知れない」（同、100ページ）。

そこで如上のようなロシア革命思想・革命理論史における大いなる断絶に逢会するとき、われわれはこういわなくてはならないであろう。

すなわちロシア革命運動もロシア革命後の社会主義建設も、チェルヌィシエフスキー・マルクスの農耕共同体の共同体的土地所有を維持発達させ、そのうえに農業生産協同組合の全国的展開をはかる協同組合社会主義の線に沿った道ではなく、土地の国有化のもと国有国营企業を最高の社会主義的企業とし、共同体を解体し国营農場（ソホーズ）を頂点におく協同農場（コルホーズ）への強制的農業集団化を押しすすめ、スターリン時代には「国有化の『物神化』」（庄野新『社会主義の挑戦——ソビエトの経験から』マルジュ社、1999年、178ページ）といわれるまでの域に達した国家社会主義の線を推し進め、75年後、自壊・破滅するにいたったの

である。そしてソ連型国家社会主義の自壊・破滅の最大の誘因であるとともに起爆剤となったものが共同体の解体のうえになされた強制的農業集団化にあったことからすれば、そこに至った最奥の原因はロシア農耕共同体に対するマルクスとレーニンの評価の決定的差異、さらにはレーニンにおけるアソシエーション社会主義 = 協同組合社会主義論の不在に求めなければならないであろう。したがって一言でいえばソ連型社会主義はマルクスの社会主義像とその移行過程論に反する社会主義であったのである。